

要望書受付期間

2020年11月5日(木)正午～2020年12月2日(水)13:00

2021年度
地球環境基金助成金
募集案内

環境保全活動を行う民間団体を支援します。



独立行政法人 環境再生保全機構

2020年度からの変更点

1. 受付期間の時期

募集案内公表 2020年9月30日(水)
受付期間 2020年11月5日(木)正午～2020年12月2日(水)13:00
新規・継続共通
内定予定 2021年3月中旬頃(予定)

2. 震災、豪雨等による災害からの復興活動を、すべての助成メニューの対象活動として明記(復興支援助成の新規案件の募集停止)

本年度より震災を含め豪雨その他の災害からの復興については、従来復興支援助成の対象であったものも含め、各助成メニューを通じて助成支援を行います。助成対象の活動分野に「復興支援等」を明記します。

これに伴い、復興支援助成メニューでの新規案件の募集を停止します。なお、継続2年目・3年目の案件については引き続き復興支援助成として助成の対象となります。

3. 特別助成「地域循環共生圏関連活動」の新設

本年度より特別助成に「地域循環共生圏関連活動」が加わります。地域循環共生圏の考え方に即した活動について、その準備・基盤づくりを支援対象とします。詳細についてはp.7をご確認ください。

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部地球環境基金課

TEL: 044-520-9505

FAX: 044-520-2192

E-mail: kikin_youbou@erca.go.jp

ホームページ: <https://www.erca.go.jp/jfge/>

目 次

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに	1
(2) 地球環境基金の仕組み	1
(3) 地球環境基金の目指す姿	2
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への取組み	3
(5) 地球環境基金助成金の特徴	4
(6) 助成メニューの概要及び位置づけ	5
(7) 地球環境基金助成金要望後の流れ	10

2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領

(1) 要望書受付期間	11
(2) 応募団体要件	11
(3) 応募活動要件	12
(4) 活動対象地域	14
(5) 助成の対象となる期間	15
(6) 募集のメニュー	15
(7) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム	18
(8) 助成の対象となる経費	21
(9) 助成の対象とならない経費	23
(10) 助成金支払いの手続き	23
(11) 前年度からの継続案件について	24
(12) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について	24
(13) その他	26
(14) 要望書様式の提出方法	27

3. 審査方針

4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成と記載例

5. 助成金交付要望書の様式

(1) 要望書様式	66
(2) 事務委任状	79
(3) 若手プロジェクトリーダー育成支援要望書	81

6. 規程

(1) 独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金助成金交付要綱（抄）	83
(2) 独立行政法人環境再生保全機構法（抄）及び施行令（抄）	87
(3) 地球環境基金助成金概算払の事務取扱に関する達	88

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに

1992年（平成4年）6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（いわゆる「地球サミット」）が開催されました。この会議には、世界中のほとんどの国（約180カ国）が参加し、100カ国以上の元首・首脳、約1万人に及ぶ政府代表者が出席する大規模な会議となりました。この席上、日本国政府は民間の環境保全活動に対し、資金的支援の仕組みを整備することを表明しました。地球サミットにおいては、環境と開発に関するリオ宣言が出され、持続可能な開発を推進することとし、市民が環境問題に取り組むことの重要性が明らかにされました。

このような流れを受けて、当時の環境庁（現在の環境省）が中心となり、民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行うため、1993年（平成5年）5月、国と民間の拠出により地球環境基金が創設されました。

地球環境基金では、1993年度（平成5年度）から2020年度までに延べ5,442件、総額約179億円（2020年度交付決定時）の助成を行うなど、NGO・NPOの環境保全活動を積極的に支援してきています。

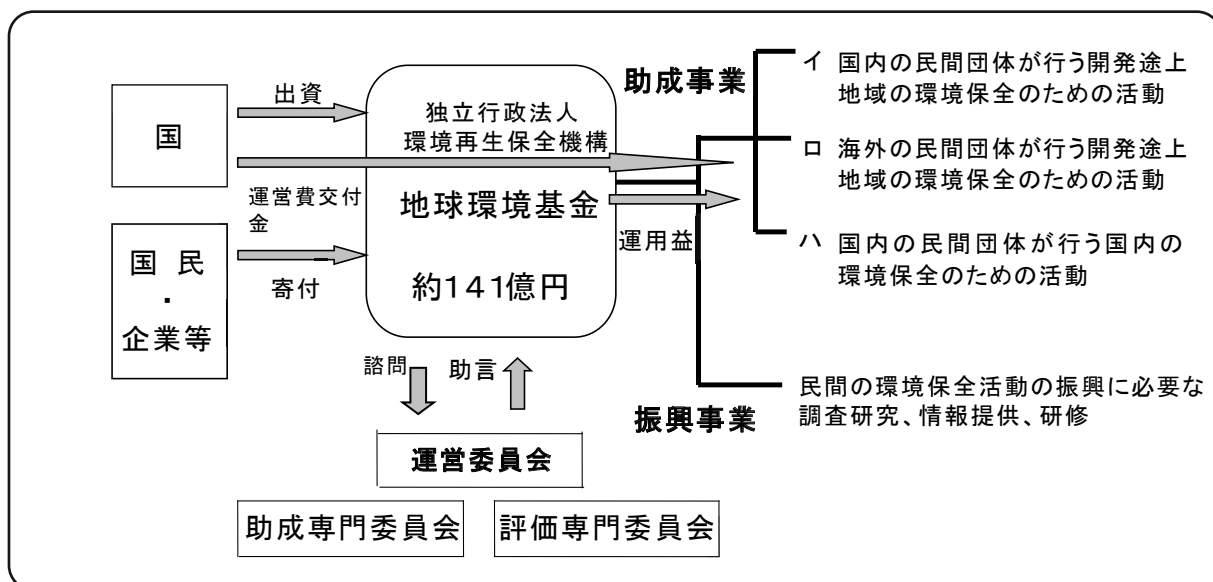
(2) 地球環境基金の仕組み

① 基本的な仕組み

地球環境基金は、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体（環境NGO・NPO）が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っています。

② 地球環境基金事業の運営について

地球環境基金事業の実施にあたっては、学識経験者からなる地球環境基金運営委員会の助言を受けることとされています。運営委員会の下には、助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針や具体的な助成先などについて、また評価専門委員会では助成対象活動の評価について、専門的見地からの審議が行われています。



(3) 地球環境基金の目指す姿

地球環境基金は、創設20周年（2013年）を機に、更なる環境NGO・NPOの強化に向けた支援の充実を行うとともに、環境保全活動を行う次世代の人材育成に力を入れて持続可能な社会の実現に貢献していくことを新たに掲げました。そして、今後どのような役割が期待されているのかを「ビジョン」にまとめ、そのために基金が果たすべき役割を「ミッション」として決めました。

地球環境基金のビジョン

地球環境基金は、環境NGO・NPO活動を支援することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、様々な環境諸課題を解決することが大切です。

環境NGO・NPOは、現場での活動を通じて、こうした一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、良好な環境の創出につなげるという、大きな役割が期待されています。

活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々が関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっています。その核となるべき環境NGO・NPOの活動もまた、多様なものになることが期待されています。

地球環境基金は、環境NGO・NPOの自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政と協力し、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献します。

地球環境基金のミッション

- ① 環境NGO・NPO活動の質的、量的な充実のための支援をします。
- ② 環境NGO・NPO活動の組織機能の強化のための支援をします。
- ③ 環境NGO・NPO活動の地域での連携・協働を支援します。
- ④ 環境NGO・NPO活動の国際的な展開を支援します。

環境NGO・NPOは、持続可能な社会づくり、環境保全に欠かせない存在となってきました。今後、さらに資金力の強化及び、専門力、提案力、動員力、発信力など、活動を支える力を強化すること、また、各々が自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の主体との連携・協働を強化することなど、その機能を高めていくことが重要です。

その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、経済や社会を変え、よりよい環境を作り出していくことが期待されます。

そうした期待に応え、共感・信頼される環境NGO・NPOが質的にも量的にも充実するよう、また、機能強化につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせません。地域作りを担い、地域に貢献できる活動を大切にするとともに、その地域活動が各主体との連携・協働などにより「孤」から「環」に広がるよう地球環境基金は、環境NGO・NPOを支援して参ります。

また、環境問題は国境を越え、地球大につながっています。取り組みの環が世界へとつながり、広がっていくよう、地球環境基金は、国際的視野をもって、環境NGO・NPOを支援していきます。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

1992 年の地球サミットを契機に設置された地球環境基金は、持続可能な社会づくりの実現を目指しており、2015 年に国連で採択された「2030 アジェンダ・SDGs」の実現に取り組んでいます。

①. SDGs の概要

2015 年 9 月の国連総会で「Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）」が採択されました。その中心を占めているのが「Sustainable Development Goals（SDGs：持続可能な開発目標）」です。

SDGs は今世紀初頭の 2001 年に設定された「Millennium Development Goals（MDGs：ミレニアム開発目標）」の後を継ぐ国際目標であり、2001 年から 2015 年までの 15 年間に気候変動・地球温暖化や格差拡大といった環境問題や社会問題などの世界を取り巻く状況に大きな変化が起こり、これらの課題への対応が求められてきたこと等を背景に、それらの地球規模の課題に対処しながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、生まれました。

SDGs は、貧困や飢餓の撲滅、国内外の不平等の是正、エネルギーアクセスの確保、気候変動対策、生態系保護、持続可能な消費と生産などの 17 の目標、169 のターゲット及び指標で構成されており、2030 年が目標達成期限と設定されています。

②. SDGs への各セクターの取り組み

2030 アジェンダ・SDGs は、環境、経済、社会、全ての面での取組が求められています。また、途上国だけでなく先進国においても同様であり、各国政府や市民社会、民間セクター等の様々なアクター（主体）が連携し、「パートナーシップ」を築いていくことが必要です。日本国内では、2016 年、内閣における SDGs 推進本部立ち上げ以降、自治体では SDGs の考え方を盛り込んだ総合計画が策定され、2018 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画においても SDGs の考え方が導入されました。また、日本経団連が SDGs の達成を柱として企業行動憲章を改定しており、NGO・NPO においても SDGs を活用した地域の課題への対応が見られるなど、各セクターが SDGs によって課題を捉え、積極的に取組を進めています。

③. 地球環境基金の SDGs への取り組み

「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続的な社会の実現に向けて、政府（行政）や企業だけでなく、NGO・NPO の取組が必要です。また NGO・NPO にとって各セクターとの連携やパートナーシップを進める上でも SDGs の考え方は必要不可欠です。

地球環境基金も、活動資金助成やエンパワーメントを行う事業を通じて、SDGs の考え方を活用し、複数の目標を統合的に解決することを目指す環境 NGO・NPO を積極的に支援していきます。



(5) 地球環境基金助成金の特徴

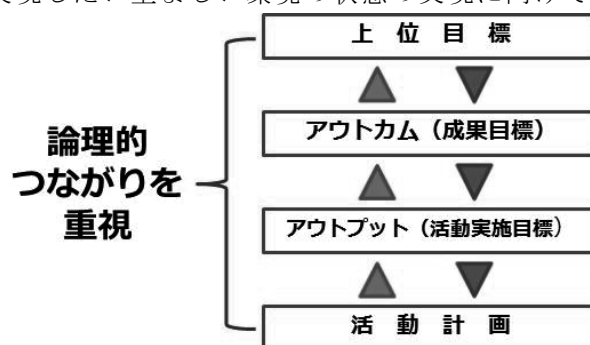
地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す成果主義型の助成金です。

① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です

地球環境基金は、助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態の実現に向けて、活動計画が具体的かつ効果的に構成されていることを重視しています。すなわち、助成を受けた団体が論理的なつながり（ロジックモデル）に沿って活動を実施し、成果目標を達成することを地球環境基金は求めています。

また、助成終了後も上位目標の達成に向けて活動が継続し自立するために、助成期間中から展望をもち計画に取り入れ、活動を実施することを求めています。

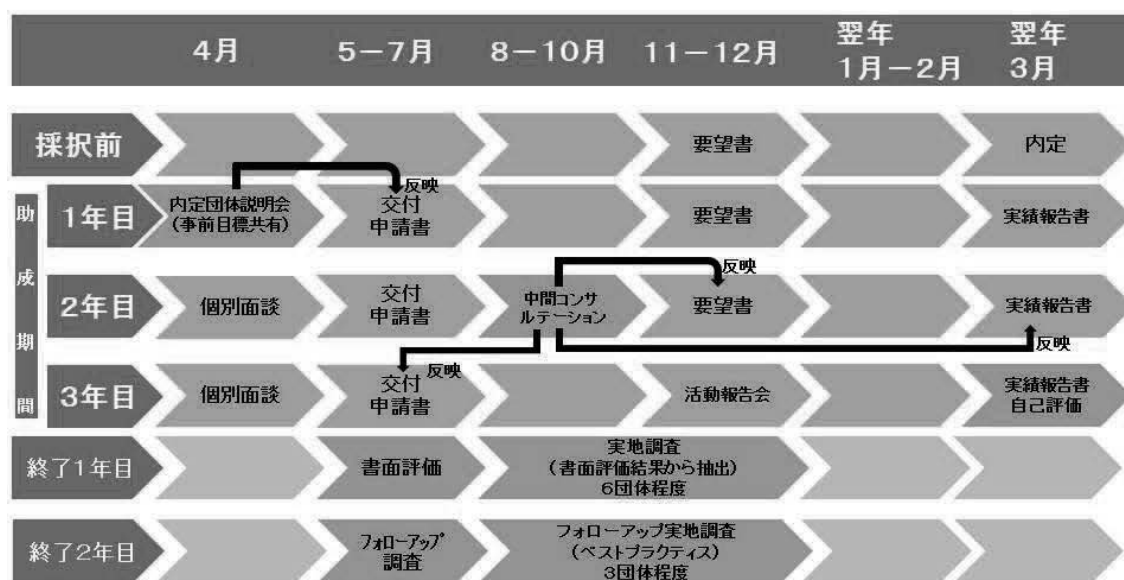
（ロジックモデルについて、詳しくは「4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成と記載例」をご覧ください。）



② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります

地球環境基金では、助成活動終了時に成果等に関する評価を行っていますが、助成1年目には助成金要望時の上位目標、アウトカム目標、アウトプット目標及び活動計画について地球環境基金と活動団体の間で確認【事前目標共有】し、2年目には助成団体と外部有識者（評価専門委員会委員）との面談を行い進捗状況の確認や助言の場【中間コンサルテーション】を設けるなど、活動の始めから終わりまで外部有識者や地球環境基金職員等により活動の状況確認を行い、活動がより良くなるようアドバイスを行う、いわば「改善のための評価」を実施しています。

地球環境基金助成金評価スケジュール（3年計画案件の場合）



③ 主な原資は公的資金です。

地球環境基金助成金は、基金の運用益に加えて国からの運営費交付金を財源としています。そのため、助成金の使途や成果に関する説明責任が私たち地球環境基金と助成を受ける団体に求められています。

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、助成金の支払いにあたっては原則として証拠書類の提出を求めており、助成終了後も一定期間保管しておく必要があります。

(6) 助成メニューの概要及び位置づけ

	はじめる助成	つづける助成	ひろげる助成
目的	地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からの環境保全のボトムアップの充実を目指す支援	地域に根ざすことなどを目標として始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援	課題解決能力等に磨きをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援
助成対象団体	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・団体設立から10年以下であること ・過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・直近3年間にはじめる助成（旧入門助成）を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること	・助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
助成対象活動	・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動	・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動	・環境保全に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成期間	1年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (ひろげる助成を連続して6年間助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)
年間助成額	50万円～300万円	50万円～300万円	200万円～800万円 (イ案件) 200万円～600万円 (ロ・ハ案件)
対象案件 ※1	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)
若手PL 活動推進費	対象外	対象外	対象

※1 対象案件

イ案件・・・国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件・・・海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件・・・国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

フロンランナー 助成	プラットフォーム 助成	復興支援助成 (継続2年目・3年目のみ)
日本の環境NGO・NPOが中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援	日本の環境NGO・NPOが他のNGO・NPOなどと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じて、これら地域の復興に貢献しようとする活動への支援 ※2
・主たる事務所を日本国内に有していること ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること	・事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること ・事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること	・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動	東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動
原則3年間 (要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。ただし、フロンランナー助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)	最大3年間 (国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。)	最大3年間
600万円～1,200万円	200万円～800万円	100万円～500万円
(イ・ハ案件)	(イ・ハ案件)	(ハ案件)
対象	対象	—

※2 新規案件については、各助成メニューで引き続き要望を受け付けています。

	特別助成		LOVE BLUE 助成 (企業協働プロジェクト)
目的	東京 2020 大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出を目指す支援 ※ 3	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動の準備・基盤づくりを支援	(一社)日本釣用品工業会からの寄附を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト
助成対象 団体	・ 助成活動関連分野における活動実績を 3 年以上有していること	助成活動関連分野において活動実績を 1 年以上有していること	・ 助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること
助成対象 活動	大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、持続可能な社会づくり等に取り組む活動	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動について、その準備・基盤づくりを行う活動	清掃活動など水辺の環境保全活動※2
助成期間	原則 1 年間	最大 2 年間	最大 3 年間
年間助成額	200 万円～600 万円	50 万円～200 万円	継続分を含む寄附総額の範囲内（1 年間あたり） ※2021 年度は総額 1,350 万円
対象案件 ※1	(ハ案件)	(ハ案件)	(ハ案件)
若手 P L 活動推進費	対象外	対象外	対象外

※ 3 大会の開催状況により変更があります。

地域循環共生圏の創造 ～日本発の脱炭素化・SDGs 構想～

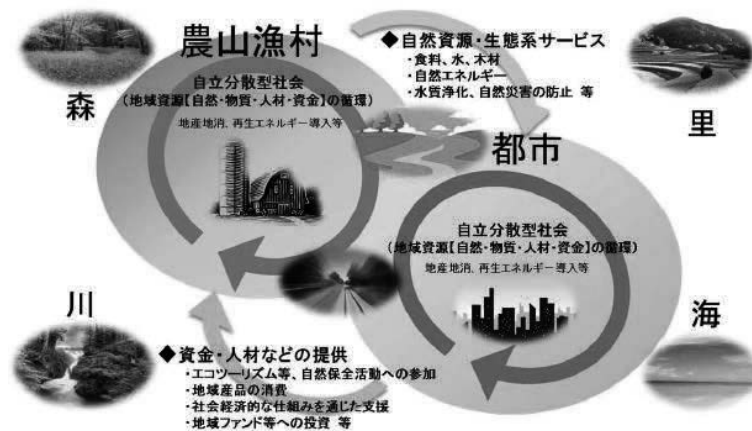
1. 地域循環共生圏の概要

2018 年 4 月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs) や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決という SDGs の考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しています。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

地域循環共生圏

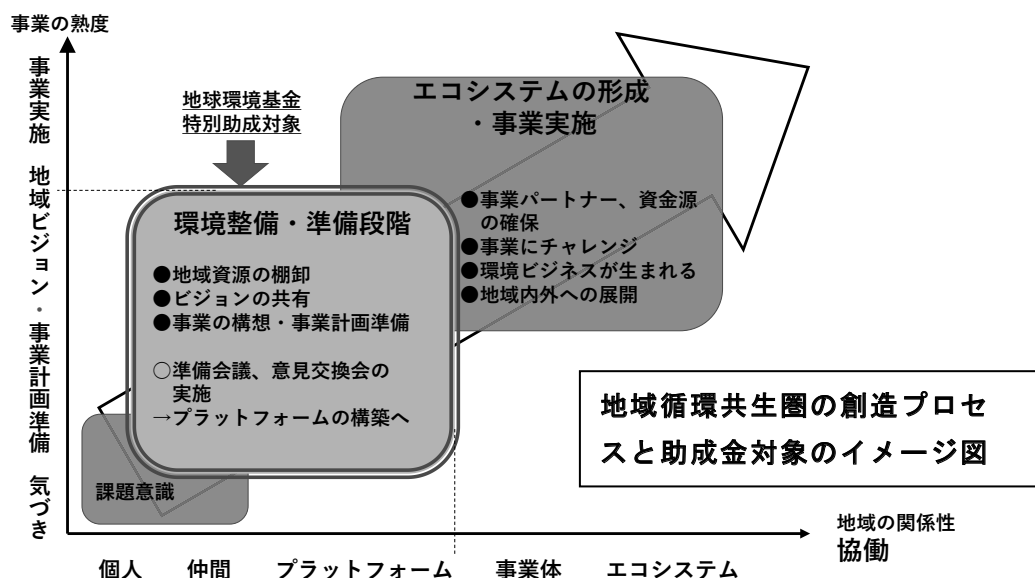
- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



2. 地球環境基金の地域循環共生圏への取り組み

経済・社会の諸課題の影響を最も受けている地方部でも、豊かな自然など環境を活用した創意工夫により地域活性化を進めている地方公共団体、事業者、民間団体等が出てきています。国は、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に資する優良事例を社会全体で共有し、広く国民へ普及することが必要であると第五次環境基本計画で示しています。

地球環境基金は、環境 NGO・NPO が、地域循環共生圏構築の中心となって地域ビジョンをつくり、仲間や関係者との協力関係を構築するなどの準備・基盤づくり段階の活動に対して助成金を交付することで、事業パートナーの確保や事業実施へのチャレンジといった次のステップに進めるよう支援します。



企業協働プロジェクト LOVE BLUE 助成

平成 27 年度（2015 年度）より企業協働プロジェクト助成を開始いたしました。

2021 年度も一般社団法人日本釣用品工業会からの寄付を原資とした「LOVE BLUE 助成」を実施します。

LOVE BLUE 事業は、一般社団法人日本釣用品工業会が「LOVE BLUE ～地球の未来を～」のスローガンを掲げ、つり環境ビジョンコンセプトに基づき公益財団法人日本釣振興会と協働で取り組む環境・美化事業です。釣用品メーカー等が国内で販売する釣関連用品に「環境・美化マーク」を表示し、その売上の一部などが一般社団法人日本釣用品工業会へ拠出され、事業原資となっています。

要望書の様式は、地球環境基金助成金と同じです。助成対象団体や助成対象活動についての詳細は「募集案内（別冊）」をご覧ください。

※2 LOVE BLUE 助成についての留意点

LOVE BLUE 助成への要望は、水辺の清掃活動を含む活動としてください。活動分野は、水辺の環境保全活動として、a 自然保護・保全・復元、b 森林保全・緑化、f 循環型社会形成、g 大気・水・土壌環境保全、h 総合環境教育、i 総合環境保全活動、j 復興支援等、k その他の環境保全活動に限定されます。LOVE BLUE 事業の詳細、これまでの助成活動など、以下のサイトをご覧ください。

LOVE BLUE 公式 Facebook [検索](#) LOVE BLUE 地球の未来を

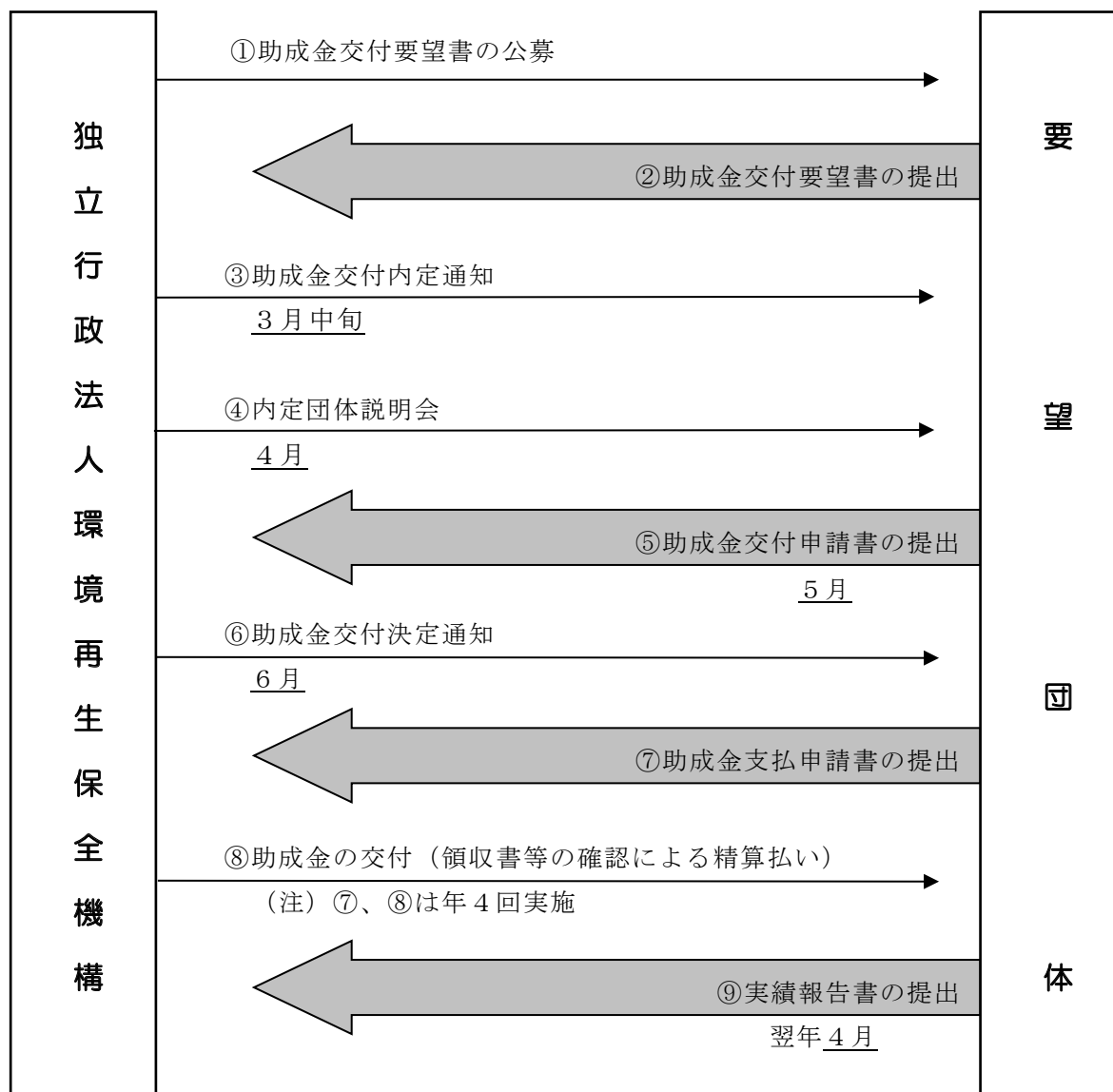
LOVE BLUE 公式サイト <http://www.loveblue.jp/>

一般社団法人日本釣用品工業会ホームページ <http://www.jaftma.or.jp/>

LOVE BLUE 助成を受けた活動は、日本釣用品工業会の LOVE BLUE 事業ののぼり等の使用協力、「釣りフェスティバル」での発表や展示物の原稿作成、視察受入をお願いすることがあります。LOVE BLUE 助成に基づく活動であることを広く告知してください。

*なお、清掃活動など水辺の環境保全活動を含む活動を他の助成メニューで要望した場合、LOVE BLUE 助成でも要望があったものとみなし双方の助成メニューの観点から審査を行います。

(7) 地球環境基金助成金要望後の流れ



- 1) 内定通知を受けた団体は内定団体説明会に出席し、活動目標及び実施方法等について、地球環境基金と合意形成を図ります。その後、交付申請を経て、交付決定を致します。
- 2) 助成金の支払いは、年4回の定められた申請期日までに行い、地球環境基金の審査を経て交付致します。精算払い方式の場合は、活動に要した経費についての領収書及びその他証拠書類等をご提出いただき、審査の上、定められた振込日に銀行振込みを行います。
- 3) 地球環境基金では、評価専門委員会の委員による評価を行っております。
- 4) 助成活動終了後又は年度末に実績報告書の提出が求められます。また、助成最終年度となる団体には12月頃に「地球環境基金活動報告会」に参加していただき、活動状況について報告等を行っていただきます。

2. 地球環境基金助成金交付要望

募集要領

(1) 要望書受付期間

新規プロジェクト及び継続プロジェクト共通

2020年11月5日(木)正午 ～ 2020年12月2日(水)13時00分

※要望書の提出はインターネット上で受付をします。

※上記の時間を過ぎると受付が出来なくなります。

提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。

電子データでの提出が難しい場合は、地球環境基金へご相談ください。

当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できませんのでご注意ください。

(2) 応募団体要件

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

① 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人

② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む）又はこれに準ずる非営利法人（①に該当するものを除く。）

③ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

ウ. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

エ. 活動の本拠としての事務所を有すること。

オ. 活動の実績等から見て、要望に係る活動を確実に実施できると認められること。

ただし、上記に該当する団体であっても、

1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有していないこと。

2) 過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

(3) 応募活動要件

① 分野

活動の分野は、民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動（地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野）を助成対象としています。（別表 1 参照）

② 区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

※開発途上地域での活動の場合は、対象地域での活動実績を有している必要があります。

※活動対象地域は、(4)活動対象地域（p. 14）をご参照ください。

③ 形態

活動の形態は、以下の 4 種類に対し幅広く助成を行っています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓発
- c. 調査研究
- d. 国際会議

※ なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO 連携無償資金協力、NGO 事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、日中緑化交流基金、福祉医療機構 WAM 助成など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) 復興支援助成の活動については、活動対象地域以外での活動
- 8) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

※ 法令遵守について

法令を遵守した活動を行ってください（海外での活動の場合は、活動国における法令も含む）。また、活動国で NGO 登録等許可が必要な活動を行う場合は、許可を取得してください。活動に許可が必要にも関わらず得ていない場合など、法令違反が認められる場合には、助成は行いません。

<別表1>

活動分野の区分方法

※応募に際して選択された活動分野は、地球環境基金での審査の過程において、変更する場合があります。

活動分野		活動手段の例
生物多様性保全活動分野	a. 自然保護・保全・復元	・全国的に見て貴重な自然地域の保護のための活動 ・絶滅のおそれのある野生生物の保護のための生態調査 ・野生生物の生息地等の保全等の活動、渡り鳥の保護活動 ・外来生物対策、鳥獣保護管理のための活動等
	b. 森林保全・緑化	・全国的に見て貴重な森林の保全活動 ・砂漠地以外の山野・荒廃地の植林・緑化のための活動 ・二次的自然林、里山の保全活動等
	c. 砂漠化防止	・砂漠地とその周辺での植林緑化 ・適切な灌漑推進のための活動等
	d. 環境保全型農業等	・アグロフォレストリーの推進 ・自然農業技術の開発・利用の推進 ・棚田の保全のための活動等
e. 地球温暖化防止		・再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの普及 ・温室効果ガスの排出抑制に向けた活動 ・地球温暖化への適応促進のための活動等
f. 循環型社会形成		・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動 ・廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動等
g. 大気・水・土壌環境保全		・成層圏オゾン層の保護、酸性雨対策等の大気汚染防止活動 ・河川湖沼等の水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策 ・有害化学物質対策の推進のための活動等
横断的活動分野	h. 総合環境教育	・持続可能な開発のための教育(ESD)の普及を図るための活動 ・環境意識の啓発と高揚等のための総合的な環境教育・学習の推進 ・環境教育を通じた環境保全活動を実践的に実施する人材の育成等
	i. 総合環境保全活動	・特定の分野ではない分野横断的な活動・仕組みづくり ・地域社会・企業・行政等の協働による環境配慮型まちづくり ・グリーン購入や環境ラベル等による環境配慮への取組 ・総合的な環境政策提言のための調査研究等
	j. 復興支援等	・災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復元・復興活動 ・気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災、適応促進のための活動
k. その他の環境保全活動		・上記以外の環境保全活動

(4) 活動対象地域

日本国内、開発途上地域*¹

(但し、復興支援助成については原則被災地域*²)

*1 開発途上地域の定義

開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）による援助受取国・地域リストに明記されている国を指します。

(援助受取国・地域リストのアドレス)

<https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-standards/DAC-List-of-ODA-Recipients-for-reporting-2020-flows.pdf>

*2 被災地域の定義

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十四条第一項に規定する東日本大震災により相当な損害を受けた地域を指定する件」（平成二十三年四月二十七日財務大臣告示）により指定された下記の地域。

都道府県名	指定地域
青 森 県	全域
岩 手 県	全域
宮 城 県	全域
福 島 県	全域
茨 城 県	全域
栃 木 県	全域
埼 玉 県	加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限る。） 久喜市
千 葉 県	全域
新 潟 県	十日町市 中魚沼郡津南町
長 野 県	下水内郡栄村

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条に基づき、「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により指定された下記の地域。

都道府県名	指定地域
熊本県	全域

(5) 助成の対象となる期間

2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間

※ 2021年度の活動であれば、2021年4月1日から交付決定日までの活動も助成対象となります。

(6) 募集のメニュー

応募する団体の活動ごとに、下記の助成メニューのいずれかを選んでください。

なお、1つの団体が複数の活動について応募することは可能ですが、採択は1つの活動のみとなります。また、審査の結果、応募した助成メニューと異なる採択がなされる場合があります。

(参考) 活動区分 活動は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。
イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

① はじめる助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間：1年間

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）であり、かつ地域に根ざした活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 団体設立から10年以下であること
3) 過去に地球環境基金の助成を受けたことがないこと

エ．要 望 可 能 金 額：50万円～300万円（1年間あたり）

② つづける助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間：最大3年間

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）、同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動、及び様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 直近3年間にはじめる助成（旧入門助成）を受けた団体、または過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること。

エ．要 望 可 能 金 額：50万円～300万円（1年間あたり）

③ ひろげる助成（イ・ロ・ハ案件）

ア．助 成 期 間：最大3年間

3年間の成果を踏まえて活動を発展させる場合は、連続して最大3年間まで要望可能

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）であり、かつ団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動

ウ．助 成 対 象 団 体：助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
（ひろげる助成を連続6年間の助成を受けた場合、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要 望 可 能 金 額：1) 200万円～800万円（イ案件）（1年間あたり）

2) 200 万円～600 万円（ロ・ハ案件）（1 年間あたり）

④ フロントランナー助成（イ・ハ案件）

ア．助 成 期 間：原則 3 年間

ただし、要望時に 5 年間の活動計画書を提出した場合、活動の進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大 5 年間までの助成が可能です。

イ．対象となる活動：先進的で新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること

2) 助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること
（フロントランナー助成を受けた場合、その後 2 年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要 望 可 能 金 額：600 万円～1,200 万円（1 年間あたり）

⑤ プラットフォーム助成（イ・ハ案件）

ア．助 成 期 間：最大 3 年間

イ．対象となる活動：様々な団体が連携・協働することで、特定の環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること

2) 事務局となる団体は助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること

エ．要 望 可 能 金 額：200 万円～800 万円（1 年間あたり）

⑥ 復興支援助成（ハ案件）

※復興支援助成メニューの申請は、継続 2 年目・3 年目の活動のみ。

新規案件については、各助成メニュー（活動分野：復興支援等）にて、引き続き要望を受け付けています。

ア．助 成 期 間：最大 3 年間

イ．対象となる活動：東日本大震災及び熊本地震被災地域における環境保全を通じた復興に資する活動

ウ．助 成 対 象 団 体：助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること
事務所所在地が被災地域外であっても応募が可能

エ．要 望 可 能 金 額：100 万円～500 万円（1 年間あたり）

⑦ 特別助成（ハ案件）

（i）東京 2020 関連活動

※大会の開催状況により変更があります。

ア．助 成 期 間：原則 1 年間

イ．対象となる活動：東京 2020 大会の開催に向けた大会、キャンプ及び関連行事と連携した環境負荷の最小化、自然との共生、スポーツを通じた持続可能な社会づくり等、東京 2020 大会から環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントを創出するために取り組まれる活動。

ウ．助 成 対 象 団 体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること

2) 助成活動関連分野における活動実績を 3 年以上有していること

エ．要 望 可 能 金 額：200 万円～600 万円（1 年間あたり）

(ii) 地域循環共生圏関連活動

ア. 助 成 期 間：最大 2 年間

イ. 対象となる活動：地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す、その準備・基盤づくりを行う活動

例えば、地域課題の状況の分析、連携・協働の構築を目指した意見交換会・有識者等会議の開催、関係者への周知・情報提供、シンポジウム等の開催など

ウ. 助 成 対 象 団 体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること

2) 助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること

エ. 要 望 可 能 金 額：50 万円～200 万円（1 年間あたり）

⑧ 地球環境基金企業協働プロジェクト

＜LOVE BLUE 助成＞（ハ案件）

平成 27 年度（2015 年度）より一般社団法人日本釣用品工業会と地球環境基金との協働で、LOVE BLUE 助成（旧つり環境ビジョン助成）を開始しております。

助成対象団体や助成対象活動についての詳細は、別冊をご覧ください。

(7) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

若手プロジェクトリーダー育成プログラムは、地球環境基金の助成事業（助成金）と振興事業（研修等の提供）の両輪で、助成対象団体の若手人材を支援するプログラムです。

地球環境基金の助成事業では原則、団体の常勤役職員の賃金は助成対象としておりませんが、本プログラムに採択された若手プロジェクトリーダーの方の賃金に限り、年額 300 万円を上限に、「活動推進費」として 3 年間にわたって支援することとしています。

若手プロジェクトリーダーの方には、年間 3 回（3 年で合計 9 回）の「若手プロジェクトリーダー研修」を受講いただきます。本研修の内容は、すでにプロジェクトリーダーを担っている方だけでなく、これからプロジェクトリーダーを目指す方も対象としたものとなっています。3 年間の本研修を通して、プロジェクトリーダーの役割を担う上で必要となる様々な能力や知見の習得を目指していただきます。

【地球環境基金の「若手プロジェクトリーダー」】

プロジェクトの進捗管理や実施における責任者のこと。助成プロジェクトを成功に導くために、全体を把握しながら実務の主担当してリーダーシップを発揮し、成果を創出することがその役割です。助成期間中は、地球環境基金との連絡窓口の役割も担っていただきます。なお、採択にあたっては、次項の要件を満たしていることが必要となります。

育成支援プログラムを要望する場合は、次項の要件を満たしていることをご確認のうえ、「若手プロジェクトリーダー育成支援要望書」（p. 81, 82）に必要事項を記入し、助成金交付要望書と併せて提出してください。

<注意事項>

地球環境基金助成金の対象活動に採択された場合でも、「育成支援プログラム」の要望が不採択となる場合があります。

① 育成支援プログラムのねらい

3 年間の助成プロジェクトを成功に導き、成果を創出することができる人材の育成を目指します。研修プログラムでは、研修生それぞれが自団体のプロジェクトを見つめ、3 年後の成果創出に向けて何が必要かを明らかにしていただいた上で、その習得のためのサポートを行っていきます。また、研修生同士の交流の中で、自分だけで考えていては得られない気づき、ヒントを互いに与え合うことも重要であると考えています。

育成支援プログラム（前年度実績）

事業	実施	1 年目	2 年目	3 年目
振興事業（研修）	7 月	ロジックモデルを用いた計画策定	・プロジェクト運営全般 ・プロジェクト課題の整理、把握	ステークホルダーとの協働、相互理解の促進
	10 月	プロジェクトマネジメントの知識と手法の理解	・システム思考 ・コレクティブ・インパクト	<フィールド実習> 地域を巻き込む協働事例視察（栃木県宇都宮市）
	1 月	・活動計画の精度向上 ・2 年目の活動計画策定	・プロジェクトを伝える力 ・コミュニティ価値 ・3 年目の活動計画策定	・3 年間の振り返り ・次年度以降のアクションプラン
助成事業	活動	助成活動の推進 活動推進費（賃金）の支出		
	評価	事前目標共有	中間コンサルテーション	活動報告会

② 要件

ア. 対象者（助成金交付要項第 3 条第 2 項）

- 1) 2021 年 4 月 1 日時点で団体の常勤職員として雇用関係にあり、助成要望活動のプロジェクトリーダー（実施担当者）であること。
- 2) 2021 年 4 月 1 日時点で満 40 歳未満であり、非営利組織の常勤職員として環境保全活動の従事歴が 10 年未満の者（かつ行政機関の経験 20 年未満の者に限る）。

イ. 条件

- 1) 2021 年度から開始する新規の活動案件であること。
- 2) 要望活動が、イ案件又はハ案件の活動であり、「ひろげる助成」、「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」のいずれかであること。
- 3) 要望活動が、その業務量、専門性から見て、常勤職員のプロジェクトリーダーを必要とする活動であること。
- 4) 対象者が、年 3 回の研修(※)や助成活動 1 年目のオリエンテーション(内定団体説明会時に実施)、2 年目の中間コンサルテーション、3 年目の活動報告会に必ず参加できること。
(なお、これらの参加状況によっては、若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの採択を取り消す場合がございます。また、助成活動実施期間中の対象者の変更は、原則認めていません)。
- 5) 団体が当該対象者の他に、常勤職員を 1 名以上有していること。
- 6) 団体の代表者でないこと。
- 7) 3 年間の助成活動実施期間の終了後も団体の常勤職員として雇用関係が見込まれること。

※ 全て 2 日間の日程で（7 月、10 月、1 月）、会場は東京近郊を予定しています。研修参加に伴う会場までの旅費交通費等は助成金からの支出対象としています。また、研修内容のフォローアップのためにオンライン研修を実施する場合があります。その他、研修に関する書類や定期的な報告書の提出があります。

ウ. 支給・単価・上限

- 1) 活動推進費は、原則 3 年間の助成活動実施期間の支給とします。
- 2) 単価は、@1,500 円/時間を上限とします。日給制、月給制に関わらず、助成対象活動に従事した時間が助成対象になります。支払申請時において、助成対象活動に従事した時間を確認するため、振込明細書・時間管理簿等の提示が必要になります。
- 3) 若手プロジェクトリーダー活動推進費とアルバイト賃金の年間累計額の合計額の上限は、助成額の 50%以内かつ 300 万円以内となります。
- 4) 社会保険料（事業主負担分）や福利厚生にかかる費用は、助成対象となりません。

(8) 助成の対象となる経費

地球環境基金の助成金は、民間団体が自主的、主体的に行う環境保全活動に対し、その活動のために直接必要な経費の一部を助成するものです。また、助成の対象となる経費は下記をご参照下さい。

(助成金交付要綱第3条第1項)

※「上限」とは、助成金として申請できる上限を指します。

区 分	経 費	内 容
① 賃金	アルバイト賃金	○非常勤スタッフのアルバイト賃金（上限：1,000円/時間、年間上限額：p.22を参照のこと） ○ロ案件代理人のアルバイト賃金（上限：1,500円/時間、年間上限額：30万円） ※常勤の役職員への賃金は助成対象外
	若手プロジェクトリーダー活動推進費	○団体と雇用関係にある助成活動のプロジェクトリーダーの賃金（上限：1,500円/時間、年間上限額：アルバイト賃金との合計が要望額の50%以内かつ300万円以内） 但し、対象者はp.19の要件により採択された場合に限る。
② 謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金（上限：20,000円/日） ○原稿執筆謝金（上限：2,400円/1ページ（400字詰め原稿用紙）） ※当該団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には講師謝金総額の50%以内にて申請可能。
③ 旅費	交通費	○航空運賃（エコノミークラス） ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○空港使用料等
	宿泊費	○宿泊費（食費・日当・手当は対象外） 【国内：8,700円（甲地）又は7,800円（乙地）（上限）】 p.22参照 【海外：11,600～19,300円（上限）】
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④ 物品・資材購入費	物品・資材購入費	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費 ※物品・資材の購入費の合計額は、原則として助成金総額の50%以内
⑤ 損料・役務費	借損料	○会場費（飲食に係る経費は対象外） 【国内：200,000円/日（上限） 海外：50,000円/日（上限）】 ○機材借料
	役務費	○通訳料 【同時通訳：80,000円/人日 逐次通訳：45,500円/人日（上限）】 ○翻訳料 【日本語訳：5,000円/頁 その他語訳：8,000円/頁（上限）】 ○印刷費
	車両	ガソリン代金、車両借料、駐車料金
	外部委託費 （要望金額の50%以内）	○調査等業務委託費 ○ロ案件代理人（団体）業務委託費（年間上限額：30万円以内） ○建築物の工事費 ○設備等の設営費
⑥ 事務管理費 （①～⑤の合計額の10%以内）	管理費	○事務用品費・通信費・郵送費・手数料

① アルバイト賃金の上限について

アルバイト賃金総額の年間累計額上限は、要望金額が 400 万円以下の場合は合計 96 万円、400 万円を超え 800 万円以下の場合は合計 144 万円、800 万円を超える場合 192 万円となり、いずれの場合もアルバイト 1 人あたりの年間累計額上限は 96 万円となります。

助成金要望金額	アルバイト年間累計額上限
400 万円以下	96 万円
400 万円超 800 万円以下	144 万円
800 万円超	192 万円

＜ 助成金要望額 300 万円の場合の例 ＞

例 1 アルバイト 1 名のとき

A さん 年間累計 96 万円上限

例 2 アルバイト 2 名のとき

A さん 年間累計 60 万円

B さん 年間累計 60 万円

} 96 万円まで助成
(超過 24 万円は団体負担)

合計 120 万円

② ロ案件代理人のアルバイト賃金について

ロ案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく 30 万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合は上記のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

③ 若手プロジェクトリーダー活動推進費について

ア. 若手プロジェクトリーダー活動推進費の上限金額は、(7)若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの、「ウ.支給・単価・上限」(p.20)をご参照ください。

イ. 若手プロジェクトリーダー活動推進費と、①アルバイト賃金の両方を申請する場合においては、賃金の年間累計上限額は、要望金額に関係なく、助成金額の 50%かつ 300 万円以内となります。

④ 宿泊費の上限

・国内 甲地：8,700 円上限 東京都特別区(23 区)、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地：7,800 円上限 甲地以外の地

・海外 指定都市：19,300 円上限

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン

甲地：16,100 円上限 北米地域、欧州地域、中近東地域

乙地：12,900 円上限 東南アジア地域、韓国、香港、大洋州地域

丙地：11,600 円上限 南西アジア地域、中国、中南米地域、アフリカ地域

(9) 助成の対象とならない経費

次に掲げるような経費は、助成の対象となりませんのでご注意ください（助成金交付要綱第3条）。

- ① 常勤の役職員への賃金（若手プロジェクトリーダーの活動推進費を除く）
- ② 有給の役職員に対する謝金
- ③ 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等
- ④ 飲食に係る経費

(10) 助成金支払いの手続き

- ① 精算払い : 原則
② 一部概算払い : 助成 2 年目以降の継続団体が要望し、かつ審査を通過した場合
(助成金交付要綱第 12 条)

地球環境基金の助成金は原則「精算払い」となります。ただし、助成２年目以降の団体は、一部概算払いを希望することができます（２０２０年度に助成を受けて２０２１年度に継続して活動を行っている団体が一部概算払いの対象）。

一部概算払いを実施する団体は、地球環境基金により「十分な会計処理能力」を有していると認められた団体に限ることとします。

- ア 前年度の助成活動の実施に関し、交付要綱第 13 条に規定する支払申請に関する事務が適正に行われていること。
- イ 前年度の助成活動が概ね地球環境基金助成金交付申請書における活動計画どおりに行われている又は早期に行われていること。
- ウ 当該年度の活動計画が、概算払の必要性が高いと認められること。

なお、2021年度に助成1年目となる新規団体は、十分な会計処理能力の有無を確認する審査期間とするため、精算払い方式となります。

精算払い方式では、活動を開始し、その過程で発生した費用に係る証拠書類の写しを提出し、地球環境基金の確認後助成金が支払われます。したがって、活動初期に必要な資金は団体自身で別途ご用意いただく必要があります。

なお、助成活動で行うセミナー等において参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、活動の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、「自己資金」として助成活動に充当してください（助成対象外の費用などに充当）。

地球環境基金助成金は、補助金等適正化法が適用されます。

地球環境基金助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、支払いにあたり提出いただいた証拠書類が助成対象費目であること、また、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠などが読み取れる資料の提出をいただくなど厳密な審査が求められます。なお、一部概算払いの場合であっても、精算の際に証拠書類の提出は必須となります。

(獨立行政法人環境再生保全機構法第 11 条)

(11) 前年度からの継続案件について

2020年度に助成を受け、2021年度に継続2年目または3年目を迎える活動は、前年度からの活動に対応する助成メニューに継続して要望することができます。また、2020年度にはじめる助成を受けた活動は、2021年度に他の助成メニューの要望を行うことができます。

ただし、前年度の活動状況に不安がある場合は、審査の結果不採択となることがあります。

2020年度に助成を受けた活動であっても、2021年度の要望の内容が前年度と継続していると認められない場合、新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合もあります。また、別の助成メニューへの変更は可能ですが、その場合も新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合もあります。

※継続案件については、初年度に若手プロジェクトリーダー活動推進費の助成を受けている団体を除き、新たに若手プロジェクトリーダー活動推進費を要望することはできません。

(12) 海外への民間団体への助成（ロ案件）について

① ロ案件対象助成メニュー

海外の民間団体への助成（ロ案件）につきましては、以下の助成メニューが対象となります。

- 1) はじめる助成
- 2) つづける助成
- 3) ひろげる助成

⇒詳細については、p.15を参照

② 代理人の役割

海外の民間団体の応募にあたっては、何らかの形で環境保全活動に関わる個人・法人を「代理人」に選出し、選任代理人を通して要望、申請等の手続きを行っていただく必要があります。

③ 代理人の資格・用務・経費

ア. 代理人の資格

代理人は、次の1)あるいは2)を満たす者とします。

- 1) 日本国籍、あるいは日本国の永住許可を取得した外国籍の個人であり、円建てで入金できる日本国内の口座を有する者（日本在住であることは必須条件ではありません。）
- 2) 日本国内に主たる事務所を有する法人。

また、1) 2) のいずれにおいても、以下の要件を満たしていることが必要です。

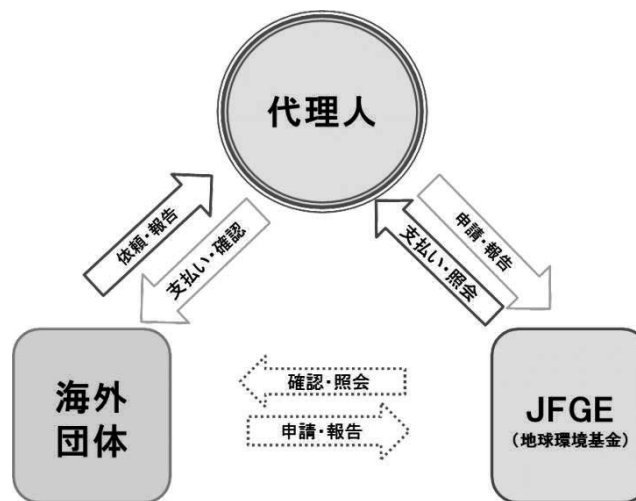
- i 助成を要望する海外の民間団体の環境保全活動に関わった実績を有していること
- ii 現地語等で応募する海外の民間団体と意思疎通ができること

イ. 代理人の用務

提出した案件が採択になりますと当該助成対象活動が終了するまで、代理人は業務分担図に示されるように活動団体と地球環境基金との連絡調整役になって頂き、また活動団体に対し適宜、指導を行っていただきます。具体的には、次の用務を果たしていただくことになります。

- 1) 各種申請・報告書類の日本語での作成及び提出
- 2) 必要書類に関する基金からの問い合わせ対応、及び団体への取り次ぎ
- 3) 助成活動の進捗管理及び現地指導
- 4) 3) の用務に要する現地渡航(原則 1 名)
- 5) 助成金の現地への送金
- 6) 内定団体説明会、中間コンサルテーション（助成 2 年目）及び活動報告会（助成 3 年目）への参加

〈ロ案件業務分担図〉



各種申請・報告書類に関わる連絡調整（提出・照会・修正等）は海外団体・代理人・地球環境基金の3者で行いますが、海外団体の主たる窓口は代理人に委任していただくこととします。

④ 代理人の委任に係る経費

上記②の委任に係る経費（以下の 1）～4）は、助成活動の経費とは別に計上していただきます。
（※ 1）

- 1) 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金（※ 2）
- 2) 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費 1 回分
- 3) 内定団体説明会（助成 1 年目、川崎にて実施）、中間コンサルテーション（助成 2 年目）及び活動報告会（助成 3 年目）への参加に要する旅費
- 4) 現地や基金とのやり取りに係る通信・郵送費（送金手数料も含む）

※1 団体の提出する要望書とは別に、代理人関連経費予算内訳を提出していただきます。交付決定額は団体の活動経費と代理人関連経費の合計額となります。

※2 賃金の上限は、代理人の専門性を鑑み、1,500 円/時間を上限とします。ロ案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく 30 万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合は p.22 のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

(13) その他

① 要望活動内容の大幅変更は不可

要望書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後、大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。

なお、助成金交付内定の後に、助成対象活動の内容又は収支予算に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります（助成金交付要綱第9条、同第16条第1項第3号）。

② 事務所指導、不正への対応

助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象となった団体に対し報告を求め、又は機構職員にその団体の帳簿書類等を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取消し及び助成金の返還を命じる場合がありますのでご留意下さい。

（助成金交付要綱第16条から第20条）

③ 内定団体説明会（助成1年目の場合）

要望活動が助成内定とされた場合、内定後から4月にかけて、内定団体説明会を地球環境基金（川崎）にて行います。川崎までの旅費については、1名分（活動担当と会計担当が異なる場合は2名分）まで助成金で申請できます。

④ 実績報告（毎年度）

助成対象となった団体には、助成活動終了後1ヶ月以内または年度終了後の4月10日までに「実績報告書」を提出していただくとともに、団体自ら助成事業に対する「自己評価シート」を作成、提出していただきます。

⑤ 中間コンサルテーション（助成2年目の場合）

助成活動が2年目も継続採択された場合、第三者委員会（地球環境基金評価専門委員）による中間コンサルテーションを原則、地球環境基金（川崎）にて行います。川崎までの旅費については、2名分まで助成金で申請できます。

⑥ 活動報告会（助成3年目の場合）

国内に事務所を有する団体については、原則として活動終了年に地球環境基金助成団体活動報告会に出席して活動成果発表・報告等をしていただきます。ロ案件については、代理人の方に発表をお願いしております。

⑦ 実地調査（助成終了後）

助成対象活動終了の翌年度に当該活動に関して第三者委員会による実地調査（対象団体は評価専門委員会が選定）を実施しており、その調査結果については、翌々年度以降の審査方針等に反映させることとしています。実地調査にかかる旅費は、地球環境基金よりお支払いいたします。

⑧ フォローアップ調査

はじめる助成は助成終了の翌年度、その他の助成は助成終了の翌々年度に、活動の発展等に関するフォローアップ調査（アンケート）を行いますのでご協力ください。

⑨ 個人情報の取扱い

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供及び公開はいたしません。

ただし、地球環境基金HPで公開している「環境NGO・NPO総覧データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その5に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

⑩ 助成メニューの変更

審査段階において、応募いただいた助成メニュー以外の方がふさわしいと判断された場合、応募時点と違う助成メニューで審査、採択される場合がありますので、予めご了承ください。

(14) 要望書様式の提出方法

地球環境基金では、事務作業の効率化と紙資源使用量削減の観点から、要望書の受付をインターネット上で行っています。そのため、要望書類は電子データでの作成が必要となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

① 提出書類

提出が必要な書類は、活動種別により異なります。以下をご確認いただきご準備ください。書類に不備がある場合、審査の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

書類の名称		新 規			継 続			所定の様式
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	
① 助成金交付要望書		●	●	●	●	●	●	あり
添 付 資 料	②団体の定款又は規約	●	●	●	○	○	○	
	③理事役員等の構成員名簿	●	●	●	○	○	○	
	④2020年度予算書	●	●	●	●	●	●	
	⑤2019年度決算書	●	●	●	●	●	●	
	⑥2018年度決算書	※	※	※	※	※	※	
	⑦代理人事務委任状		●			●		あり
	⑧代理人資格に関する書類		●			●		あり
	⑨活動内容を説明する資料、地図	●	●	●	○	○	○	
⑩若手プロジェクトリーダー育成支援要望書		★		★				あり

●・・・提出が必須の書類

○・・・変更があった場合のみ提出する書類

★・・・要望する場合のみ提出する必要がある書類

※・・・団体設立から3年未満で、該当の書類が存在しない場合は提出できるもののみで可

【参考】

提出が必要な書類は、活動種別により異なります。該当する書類をご準備ください。

新規

- ・これまで地球環境基金の助成を受けたことがない団体
- ・今年度（2020年度）に地球環境基金の助成を受けているプロジェクトが終了し、別のプロジェクトで新たに要望する団体
- ・過去に地球環境基金の助成を受けたことがあるが、今年度（2020年度）は助成を受けていない団体

継続

- ・現在、助成を受けていて2021年度もプロジェクトが継続する団体

活動区分

イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

<要望書作成時の注意事項>

- ・要望書はパソコンで作成してください。
- ・要望書の所定様式は、昨年度のものから変更しています。お手数ですが、今年度のものをダウンロードして作成してください。
- ・要望書は全項目を記入してください。別添資料がある場合でも「別紙参照」などとはせず、要点を絞り、できるだけ所定の枠内に収めるようにしてください。
- ・動植物の保護等の活動及び動植物の保護活動に資するための調査研究については、その生物名を標準和名、学名とも明記してください。
- ・要望書は所定の様式を遵守してください。文字サイズは9ポイント以上としてください。

② 様式の入手方法

地球環境基金のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

URL：<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/download.html>

③ 提出方法

要望書の提出はインターネット上で受付をします。

11月5日（木）以降に公開予定の地球環境基金ホームページ内、要望書提出専用ページに、電子データでご提出ください。電子データでの提出が難しい場合は、裏表紙に記載の《問い合わせ先》へご相談ください。※申請までの詳細な手順と要領は、地球環境基金ホームページに公開しています。

要望書類受付期間

2020年11月5日(木) 正午 ～ 2020年12月2日(水) 13時00分

申請先 URL

<https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html>

＜ご提出時の注意事項＞

- ・当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- ・受付終了時間を過ぎての受付は出来ませんのでご注意ください。
- ・受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出までに時間がかかる可能性があります。書類提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。
- ・要望書類は、一度提出すると書類の差し替えや参照はできません。書類提出の際には、間違いのないよう念入りに確認し、必ずデータ保存・印刷の上、常時確認できるようにしてください。
- ・提出できるデータの容量は合計 50MB までです。上限を超えると受付が出来ませんのでご注意ください。合計 50MB を越える資料を提出する場合は、必ず備考欄に郵送物があることを記入の上、DVD-R や CD-R、USB フラッシュメモリーなどのメディアに収録するか、紙に印刷した状態で地球環境基金まで郵送ください。
- ・提出専用ページのブラウザ推奨環境は、Google Chrome 最新版、Mozilla Firefox 最新版、Microsoft Edge です。ここに含まれないインターネット環境で作業を行う場合、エラーが起こる可能性がありますのでご注意ください。

④ 要望書提出までの流れ

ステップ 1	■要望書様式のダウンロード 要望書の様式データは基金ホームページ内、下記 URL からダウンロードいただけます。 https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/download.html
ステップ 2	■要望書の作成 募集案内を参照して各シートに団体情報、活動計画等を記入ください。
ステップ 3	■団体情報の登録ページへアクセス 指定のボタンを押すと、団体情報の入力ページに移行します。 https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/entry/index.html
ステップ 4	■団体情報の登録 必要事項を入力し、団体情報を登録してください。 ※設定した任意パスワードは当機構で管理していません。忘れないようにご注意ください。 ※複数のプロジェクトの要望書を提出する際は、1 プロジェクトずつ登録を行ってください。 ※この団体情報を登録すると ID が発行されます。3 日（72 時間）が経過すると ID が無効となりますので、再度団体情報の入力から手続きを行ってください。
ステップ 5	■要望書類の提出専用ページへ移動 ステップ 4 で登録したメールアドレスに、ログイン用 ID が届きます。
ステップ 6	■要望書類の提出専用ページへログイン メールアドレスに届いたログイン用 ID を確認し、ログイン用 ID と団体情報の入力で設定した任意パスワードを入力して、専用ページへログインしてください。

ステップ 7	■団体種別の選択 団体に当てはまるものを選択してください。
ステップ 8	■要望書の提出 手順に沿って、必要事項の入力と書類のデータ添付をしてください。
ステップ 9	■アンケートの入力
ステップ 10	■登録完了・自動返信メール到着 入力後、登録をすると登録完了メールが登録したメールアドレスに届きます。登録完了の証明になりますので、必ず保管してください。

⑤ 提出時のファイル名指定について

各書類（電子データファイル）は、下記ルールに準拠することで、提出が可能です。

お手数ですが下記をご確認いただき、指定のファイル名・ファイル形式で書類の準備をしてください（ルールに準拠しないファイルは提出ができません）。

	要望書類の名称	ファイル名のルール
①	助成金交付要望書	ファイル名に 要望 または youbou （半角小文字）の文字を含むこと。 <u>エクセル（.xlsx または .xls）形式であること</u>
②	団体の定款又は規約	ファイル名に 定款 または teikan （半角小文字）または 規約 または kiyaku （半角小文字）の文字を含むこと
③	理事役員等の構成員名簿	ファイル名に 名簿 または meibo （半角小文字）の文字を含むこと
④	2020年度予算書	ファイル名に 予算 または yosan （半角小文字）の文字を含むこと
⑤	2019年度決算書	ファイル名に 決算 または kessan （半角小文字）の文字を含むこと
⑥	2018年度決算書	ファイル名に 決算 または kessan （半角小文字）の文字を含むこと
⑦	代理人事務委任状	ファイル名に 代理 または dairi （半角小文字）または 委任 または inin の文字を含むこと <u>押印・サインを記入の上、PDF で提出すること</u>
⑧	代理人資格に関する書類	ファイル名に 代理 または dairi （半角小文字）の文字を含むこと
⑨	活動内容を説明する資料、地図	なし
⑩	その他追加書類 1～5 （若手プロジェクトリーダー 一育成支援要望書を含む）	若手プロジェクトリーダーの要望をする場合は、ファイル名に 若手 の文字を含むこと その他、追加ファイルの提出が必要な場合にご利用ください。

3. 審查方針

審 査 方 針

助成専門委員会

助成金交付要望については、地球環境基金運営委員会及び助成専門委員会の審議を経て採否が決定されることになります。

2021年度の地球環境基金助成金の審査では、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うこととなりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「助成金交付要望書」を作成してください。

1. 審査の観点

提出された要望は、以下の共通的事項や、メニュー毎の審査の観点のほか、事業の分野別に示す重点配慮事項に留意しつつ審査されます。

共通事項

① 応募要件

- ア. 団体要件：募集案内 p.11 (2) 応募団体要件に示す活動であること。
- イ. 活動要件：募集案内 p.12(3) 応募活動要件に示す活動であること。

不採択となる例

- ・環境保全を目的とする活動とはいえない場合。
- ・活動の内容が、募集案内 p.12(3) 応募活動要件において助成対象とされないものとされている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。
- ・提出書類が不足している、記載内容に不備がある場合。

② 活動遂行能力

○運営能力

- ・組織として活動を実施するにあたり、十分な会計能力及び事務処理能力を有していること。
会計能力 … 組織として会計管理体制が確立していること
事務処理能力… 一般的な書類整備能力を有すること
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の事務処理が適切に実施されていること。
- ・海外での活動の場合、対象地域での活動実績を有していること。また、現地の政情についても考慮されていること。
- ・海外での活動の場合、団体の現地との関わりの経緯、団体と現地との関係構築の状況が明確であること。
- ・活動を実行する上でのリスクを考慮し、現実的な対応策について検討されていること。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

○専門性

- ・当該活動の実施に必要な専門性を有する人材が組織体制に確保されていること。

○自主性

- ・ステークホルダーとの役割分担が明確であり、計画立案から実行までが組織自らの意思決定の下に行われること。

不採択となる例

- ・計画立案から現地作業までを団体が直接行う活動でない場合。
- ・行政、企業等からの委託を受けて実施する場合。
- ・海外での活動では、現地協力者（カウンターパート）に活動の実施を全面依存（委託）している場合。

○資金計画

- ・要望する活動の規模と進捗計画に見合った自己資金等充当経費（2割程度を寄付金、参加費等から充当）の確保が見込まれること。

不採択となる例

- ・要望額が助成メニューの下限を下回る場合。
- ・外部委託の割合が大きい場合。
- ・自己資金割合が著しく低い場合。

③ 活動内容

○必要性

- ・活動対象地域の現状、ニーズ及び問題点を客観的なデータを基に把握しており、活動の必要性及び実施方法が明確であること。
- ・海外（開発途上地域）での活動の場合、住民又は民間団体が参加するものであること。また、活動地域の社会経済情勢や国民性についても十分把握していること。
- ・緊急性の高い課題に取り組む活動であること。（加点要素）
- ・現状や裏づけとなるデータの記載があること。（加点要素）

不採択となる例

- ・国内・海外での活動とも、他に先行した類似の助成対象活動が複数ある場合や過去に助成を受けた活動と同一の活動に対する助成の場合。（先行事例については、助成団体活動報告集 https://www.erca.go.jp/jfge/info/report/act_report/をご覧ください。）
- ・定例的な活動を持回りで開催する場合。
- ・物品・資材購入や建築物・設備等の工事を中心とする活動の場合。
- ・活動の必要性や緊急性に欠けると思われる場合。

○計画性

- ・課題解決までの論理に矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であること。また、活動計画が、誰に対する何のためのもので、その活動の成果により、最終的に起こる変化は何か、その指標はどのように測るのが明確かつ妥当であること。
- ・上位目標、アウトカムなどの指標を出来る限り設定し、事前事後における活動の振り返りや客観的な評価、科学的検証やモニタリングを計画していること。
例：実践活動における参加者などに対するアンケート調査及び分析
調査活動における科学的検証やモニタリング
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の活動にかかる上位目標やアウトカムの実績が記載されていること。
- ・継続して要望する活動の場合、前年度の活動を振り返り、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への対応、改善状況を踏まえ、要望年度の計画がなされていること。
- ・要望する活動を行ったことによる、他の環境影響についても勘案された計画が立てられていること。

不採択となる例

- ・目標達成のための具体的な計画を有しておらず、活動内容が効果的であると読み取れない場合、準備状況に不安のある場合。
- ・実施に必要な人員の確保ができていない場合。
- ・実施に必要な関係者の協力が得られる見込みがない場合。
- ・ロ案件（海外の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動）の代理人（個人又は団体）が対象プロジェクトにかかわりを有していない場合。
- ・要望内容の抽象度が高い場合
- ・継続して要望する活動の場合、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への改善状況が十分に記載されていない場合。
- ・要望する活動により、（保護すべき生物種など）他の環境に影響を与える可能性があることが知られているにもかかわらず、それに対する配慮について計画の中で触れられていない場合。

○効率性

- ・活動実施内容や活動時期が適切かつ効果的であり、予算計画が経済的となるよう配慮されたものであること。
- ・対価が見込まれ、その範囲で活動実施が可能と認められる活動。

○波及力（ソーシャルインパクト）

- ・原則、活動の成果が明確であり、その達成を測るための定量データが客観的かつ具体的に記載されていること。また、活動内容によって定量データを把握することが難しい項目については、適切な定性情報（例：〇〇が発足する。△△のルールが合意される）を記載すること。
- ・調査研究においては、その結果を広く普及するしくみが考慮されていること。
- ・政策提言活動については、その成果を確認することができるよう、あらかじめ政策提言の発信先や発信方法を明確にすること。

○協働・連携

- ・地域住民や行政、企業、活動に関係する専門的な知見を有する有識者などのステークホルダーと連携が図られていること。（加点要素）

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

○持続可能性

- ・助成終了後も持続する又は発展する展望が明確であること。

○その他

不採択となる例

- ・貸付、融資、出資など助成金の回収が見込まれる活動。
- ・地球環境基金からの支援の必要性が低い場合。（例えば、繰越収支差額が 3,000 万円以上あるいは助成要望額の 10 倍を超える場合や、外国の本部に資金提供を行う等、各年度における総収入・総支出が 10 億円以上となり資金に余裕のある場合。）

各メニューの審査の観点

① はじめる助成

- ・活動地域における住民との協力体制構築にむけた取組への展望が明確であること。

不採択となる例

- ・活動内容が助成活動終了後も継続的に展開する見込みが明確でない場合。
- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

② つづける助成

- ・地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が持続的に継続できる活動となるよう定着を目指す取り組みとしての展望や計画が明確であること。

○持続可能性

- ・活動内容が助成活動終了後も環境保全活動を継続的に実施される見込みが明確なこと。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。
- ・助成終了後も環境保全活動を継続的に展開する展望が明確でない場合。

③ ひろげる助成

- ・活動の成果に社会的インパクトがあり、重要な環境課題の解決につながると期待されるものであること。
- ・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展やステップアップが見込めるものであること。

○自立発展性

- ・助成により団体が自立し活動を継続していく展望が明確なこと。

不採択となる例

- ・団体の発展に繋がるような位置づけがなされておらず、団体が従来行ってきた活動にとどまる場合。
- ・助成終了後も継続的に発展する展望が明確でない場合。

④ フロントランナー助成

- ・活動の成果によって、市民社会に先進的で新たな価値や制度の創造が期待されるものであること。

○モデル性

- ・他の地域での活用可能性、モデル性があること。
- ・新しい仕組みを構築するものであること。国や自治体の施策になる可能性があること。

不採択となる例

- ・活動内容が、新しい仕組みの構築、モデル性を欠いている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。

⑤ プラットフォーム助成

- ・他のNGO・NPOや関係者との合意に基づくなど意見集約、協力・連携するプラットフォーム機能や枠組みが準備されていること。
- ・目的とする環境課題の解決が、国内外の環境保全の進展、市民社会の強化に大きな影響を与えるものであること。

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

⑥ 復興支援助成

- ・被災地域における住民との協力体制構築にむけた取組への展望が明確であること。
- ・被災地域の環境の回復・保全、被災地域社会の強化に寄与する環境保全活動であること。

⑦ 特別助成

- ・活動地域における住民との協力や他の主体との連携構築にむけた取組への展望が明確であること。
- ・(地域循環共生圏関連活動) 活動内容が、準備・基盤づくりから、本格的な事業実施につながる展望が提示されていること。
- ・(地域循環共生圏関連活動) 地域ビジョンや助成終了後の事業展開を見据えて、協働連携の構築が期待されるものであること。
- ・(東京 2020 関連活動) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出につながると期待されるものであること。

⑧ LOVE BLUE 助成

- ・清掃活動を含む水辺の環境保全活動であること。

不採択となる例

- ・清掃活動を含まない活動

なお、助成専門委員会の審査において、活動内容等から判断して、メニューを見直し、内定する場合があります。

2. 要望審査にあたっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015年（平成27年）パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016年（平成28年）に発効し、取組が始まっています。

我が国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという中期目標を掲げ、また、長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第10回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略 2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。

第5次環境基本計画では、生物多様性条約第15回締約国会議で採択されることが見込まれる「ポスト愛知目標」等を踏まえて「次期生物多様性国家戦略」が策定されることとなっており、2030年に向けて必要な施策の方向性や指標が新たに示されることが想定されます。

生物多様性国家戦略に示された4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、リサイクルに加えて2R（リデュース、リユース）の促進、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制に構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する2020年目標（WSSD2020年目標）達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に繋がる活動についても重点的に支援していきます。

さらに、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015年9月の国連総会において、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）が採択されました。また、2014年（平成26年）11月の持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）の10年に関するユネスコ世界会議においてESDの10年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム（Global Action Program : GAP）が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットを活用し、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携により SDGs の実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の視点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

④ 復興支援・防災

近年、東日本大震災や熊本地震などの地震・津波による災害に加え、豪雨による水害・土砂崩れなど特定非常災害に指定される規模の災害が多く発生しており、気候変動対策と防災・減災を効果的に連携させて取り組むことの重要性が再確認され、その推進が望まれています。東日本大震災や豪雨水害等、災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復興等の活動、気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災活動、適応促進のための活動を重点的に支援していきます。

⑤ 地域循環共生圏の創造につながる活動への支援

パートナーシップ（協働）による活動をベースとして、各地域がその環境や特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に資する活動を重点的に支援していきます。

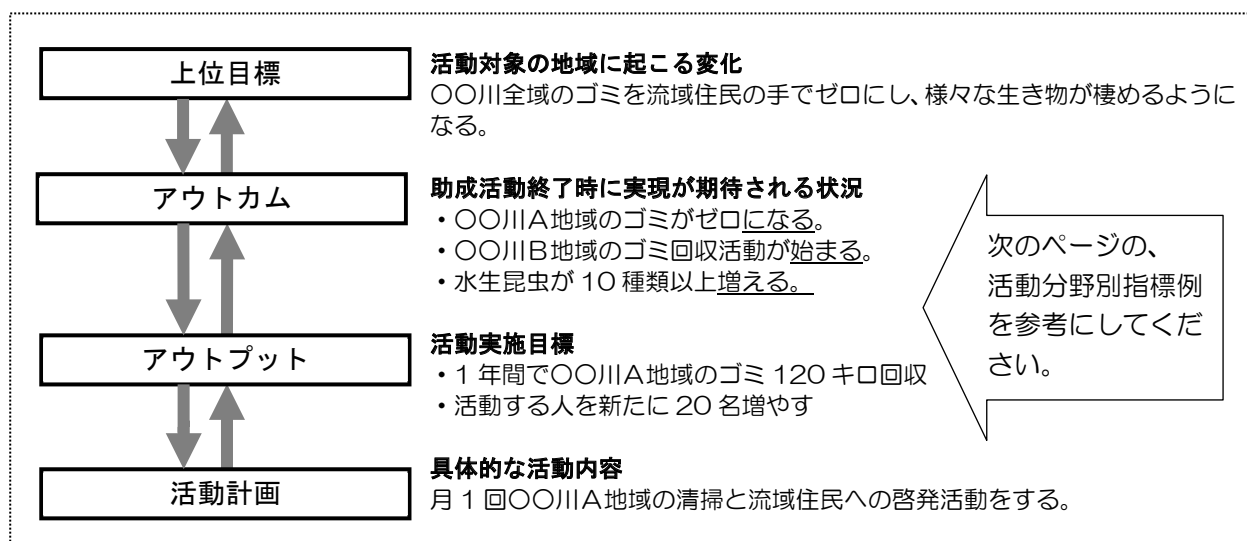
⑥ 国際的な視点を持つ活動への支援

2015 年（平成 27 年）9 月の国連総会において採択された SDGs や先述のパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境 NGO・NPO がより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境 NGO・NPO が行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

4. 地球環境基金助成金交付要望書 の作成と記載例

要望書作成のポイント

助成金の審査は、「助成金交付要望書」に記載された内容に基づき判断します。従って、活動目的を達成するための具体的な計画（活動内容、実施方法、スケジュール及び予算など）が、いかに的確に記載されているかがポイントになります。



1. プロジェクトデザインが、しっかりしているか。

「何を目的とした活動なのか?」「活動すると環境の何がどう変わるのか?」数枚の「助成金交付要望書」ですが、この内容が読み取れないケースが多々あります。

目標、アウトカム（成果目標）、アウトプット（活動実施の目標）、その活動の関係を明確に示してください。数字の明示が重要になります。

2. 募集案内の内容に一致しているか。

応募された書類の中には、環境保全を目的としていない活動、助成金額の範囲を超えているもの、対象となる経費の単価基準を明らかにオーバーしているもの等、記載内容不備により審査対象外となるケースもあります。基本的なことなので、十分に注意してください。

3. 計画が適正か、無理がないか。

応募された書類の中には、計画通りに実施することが明らかに無理と思われるケースもあります。確実に実施できる無理のない計画であることが重要なポイントです。熟慮の上、計画を立ててください。

4. 要望書を記載した人以外の人に見てもらったか。

要望書に書かれた内容が他人に十分に伝わるか、思い込みで書かれていないか。書いた本人が確認するだけでなく、団体内の人で確認してもらってはいかがでしょうか。書いた本人だけの思い込みや要望書を第三者がどのように読むのかがわかります。手間のかかる作業ですが、その分精度の高い要望書となると思います。

活動分野別 指標例

活動分野	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
自然保護・保全・復元	保全・復元できた面積 保全活動で生存した種の量 外来種管理できた面積 種の個体数の増加量	保全活動を実施した面積 保全活動の参加人数 再導入された種の個体数 駆除した外来種の数
森林保全・緑化 砂漠化防止	保全・緑化できた面積 違法伐採の減少(量) 外来種管理できた面積	植林面積、植林本数 緑化活動の参加人数 駆除した外来種の数
環境保全型農業	慣行農業の減少(農家数) 環境保全型農業が確立した農地、農家数 環境保全型農業での生産量増	環境保全型農業導入活動を実施した地域数、農家数 環境保全型農業の耕作面積、活動人数、技術習得者数
地球温暖化防止	温室効果ガス削減量	再生可能エネルギー導入量 再生可能エネルギー発電量、施設数 エネルギー消費の削減量 温暖化防止活動を実践した人数
循環型社会形成	廃棄物排出削減量 資源リサイクル率、量	3R行動を実践した人数、実施率 リユース品利用量
大気・水・土壌環境保全	水質改善した河川湖沼面積 大気質の環境基準適合率	汚染物質の削減量 浄化施設設置数 浄化活動の実施回数、実施人数

活動分野/形態	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
総合環境教育、 知識の提供・普及 啓発	普及啓発向上の程度(地域・対象者グループでの関心度・認知度向上など) 啓発・教育により行動変容し、環境配慮行動を実践した人数	研修、イベントの参加人数 観察会、セミナーの参加人数 研修・セミナーの目的達成度(参加者アンケートによる理解度チェック等) 発行物配布数 教育プログラムの参加人数、普及率 技術習得者数
国際会議、 政策提言	国・地域の施策の変更 管理・維持・遵守の合意	提言回数、会合回数 メディア掲載回数 SNSのフォロワー数
調査研究	収集データ・レポートの活用(引用事例) 政策や世論への影響(何か変わるか)	調査回数、調査面積、データ収集件数 調査レポート、HPでの結果公表など

ここに記載した指標は、あくまで例示です。活動の成果を言い表すのに適した指標を設定してください。アウトカム指標は「実現量」、アウトプット指標は「実施量」と考えてみてください。

(助成金交付要望書 記載例)

様式第1 (第4条関係) その1 (日本の団体用)

2021年度 地球環境基金
助成金交付要望書

2020年〇〇月〇〇日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻 智之 殿

〒 ー
住所
法人格 特定非営利活動法人
団体名 □□□の会
代表者氏名 理事長 地球 太郎 印
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下記の活動を行いたいので、地球環境基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

記

1. 助成メニュー： ひろげる助成
2. 活動名： 〇〇地域におけるサンゴ礁保全活動
3. 活動区分： ハ. 国内の民間団体が行う国内の環境保全のための活動
4. 活動形態： a. 実践
5. 活動分野： a. 自然保護・保全・復元
6. 助成活動事業総額及び要望額
助成活動事業総額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)
(自己資金+要望額)
地球環境基金への要望額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)
7. 地球環境基金助成金を受けた年度： 〇〇～〇〇年度
8. 2020年度 採択助成：
対象なし 助成 年目

要望書作成に当たっての注意点

- ※ ロ案件の要望書様式については、左記様式と異なりますのでご注意ください。
(地球環境基金のホームページより、海外の団体用の様式がダウンロード可能です。)

【１．助成メニュー】

- ・助成メニューのうち下記のいずれかから選択してください。
はじめる助成 つづける助成 ひろげる助成 フロントランナー助成
プラットフォーム助成 復興支援助成 特別助成 LOVE BLUE 助成

【２．活動名】

- ・活動内容が具体的に分かる活動名を記入してください。
- ・海外での活動の場合、国名、地域名を入れてください。

【３．活動区分】

- ・活動区分を下記のいずれか１つを選択してください。
イ．国内の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動
ロ．海外の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動
ハ．国内の民間団体が行う国内での環境保全のための活動

【４．活動形態】

- ・活動形態を下記のいずれか１つを選択してください。
a. 実践 b. 知識の提供・普及啓発 c. 調査研究 d. 国際会議

【５．活動分野】

- ・活動の目的に合致する活動分野を下記のいずれか１つを選択してください。
 - ・複数の分野にまたがる場合は、最も比重の大きい分野を１つに絞ってください。
a. 自然保護・保全・復元 b. 森林保全・緑化 c. 砂漠化防止 d. 環境保全型農業等
e. 地球温暖化防止 f. 循環型社会形成 g. 大気・水・土壌環境保全 h. 総合環境教育
i. 総合環境保全活動 j. 復興支援等 k. その他の環境保全活動
- ※活動分野は、地球環境基金での審査の過程において、変更する場合があります。

【６．助成活動事業総額及び要望額】

【７．地球環境基金助成金を受けた年度】

【８．２０２０年度採択助成】

- ・事業総額は、自己資金充当額を含めた助成活動全体にかかる予算額を記入してください。
- ・地球環境基金助成金の２０２１年度（１年間）の要望金額を記載してください。
- ・助成を受けた年度すべてを記載。助成を受けたことがない場合は、その旨を記載してください。
- ・２０２０年度に助成を受けている場合は、該当する助成メニューを選択してください。（助成を受けている場合は「対象なし」を選択して下さい）。複数年度の助成メニューの場合は、２０２０年度が何年目の活動か記載してください。

その2-1 [助成を希望する活動の内容]

① 活動概要

〇〇地域〇〇湾において、持続的な海洋生物の保全を目的として、サンゴを保全するため、植樹活動を行う。また、本地域に生息するサンゴは、サンゴの食害生物である〇〇の大発生による被害を受けていることから〇〇の駆除活動を行う。

また、一般市民に対してサンゴの現状や重要性を普及啓発するためにエコツアーリズム及び海洋生物保全に関するイベントを開催する。今後の当該地域におけるサンゴ保全を持続していくために、小中学校を対象として、環境学習の実施を呼びかける。

将来的にはこれらの活動を行政及び関係機関とともに実施することで、当該活動を本地域全体での取組として行い、海洋資源の持続的利用による生物多様性保全を目指す。

② 解決したい課題・問題点

一般的に、サンゴ礁は〇〇な機能や〇〇な機能を有しているとされ、海洋において多種多様な生物が共存・共生していくためには必要不可欠とされている。また、当該地域は海洋資源に依拠した生活を営む人が大半であり、サンゴ礁は人々の生活を支えるものとなっている。

しかしながら、当団体のこれまでの調査の結果、〇〇海域におけるサンゴ礁は、平成〇〇年と比較して〇〇%減少しており、また〇〇年後には現在の〇〇%のサンゴ礁が失われることが予想されるなど危機的な状況にある。

さらに、こうした現状であるにも関わらず、サンゴ保全にむけた適切な保全の枠組みはなく、地域の取組は行われていない。現状では、サンゴの衰退は不可避であり、状況の改善が必要とされている。

③ 課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策

活動対象地域である〇〇地域におけるサンゴ礁は、食害生物である〇〇の影響を受けているため、短期的な観点からは、これらの駆除及び植樹によるサンゴの保全への取組が必要である。また、サンゴについて重要性が地域住民に認知されていないことから、上記課題や問題点は助長されており、サンゴの重要性やサンゴのもつ多面的機能を地域住民に普及啓発することにより、地域の課題として認識・共有され、保全活動の多様性や体制強化につながっていくと考える。また、次世代を担う小中学生に対して、サンゴを含む海洋資源に関する環境教育を行うことで、持続的に当該地域での取組として行っていくことが出来ると考える。

また、サンゴの保全については駆除活動をはじめとした諸活動に資金が必要となるため、植樹エコツアーリズムの実施による資金の確保を行うことで、自立的かつ持続的な環境保全活動を行うことができると考える。

さらに、活動対象地が海域であることから、普段より海で活動を行っている行政機関や関係機関との協働による活動を進めていくことで、円滑な活動を行うことができると考える。

予想されるリスクとしては、食害生物が断続的に大量発生することである。大量発生を未然に防ぐための定期的な駆除活動が重要である。ダイバーを雇用しての定期的な駆除には、コストがかかるため、効率的な駆除を持続的に行うことが課題である。

加えて、駆除活動やサンゴの植樹を行った際のその地域の生物相への影響については、活動始期に適切な調査をした上で、活動中にもモニタリングしていくこととしている。

④ 中間コンサルティングでの指摘内容を踏まえた対応状況

活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルティングのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

要望書作成に当たっての注意点

【①活動概要】

- ・活動の全体像が分かるように簡潔に記入してください。

【②解決したい課題・問題点】

- ・活動を行うこととなった対象地域の状況やそのような状況をもたらしている要因（問題点）などがわかるよう、客観的な視点から具体的に記載してください。

【③課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策】

- ・課題や問題点を解決するにあたり、なぜその活動が最適であるのか、解決に向けた活動の戦略を記載してください。（もしくは、要望活動を行わないことによって、対象地域や対象者がどのような影響を受けるのかを記載してください。）
- ・活動が活動対象地域や対象者から必要とされている理由を具体的に記載してください。
- ・もし活動がうまくいかなかった場合に予測されるうまくいかない理由と、うまくいくようにどう対応するかを記載してください。
- ・本活動を行うことにより、期待する活動地域やその周辺に与える環境影響だけでなく、他の環境影響についても検討し、可能な限りその対応策を記載して下さい。

※政策提言活動については、提言の発信先、発信方法を考慮してください。

【④中間コンサルテーションでの指摘内容を踏まえた対応状況】

- ・活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルテーションのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

(助成金交付要望書 記載例)

その2-2 [助成を希望する活動の内容]

⑤ 上位目標及び活動計画		
(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態 (上位目標)		
・〇〇地域におけるサンゴの生息域が保全される。		
上位目標の達成にどれだけ近づいたか		
↑		
(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果 (アウトカム)		何で成果を測るか
・サンゴ礁を食害する有害生物の数が〇%減少する。		例年実施している有害生物数調査により計測。
・植樹により、サンゴ礁が〇%復元される。		活動始期と終了時にサンゴ礁の面積調査を実施。
・サンゴ礁の保全に対する住民の認識が〇%向上する。		セミナー実施時にアンケート調査を実施。
・サンゴ礁保全のための組織体制が確立する。		3年目終了時に組織体制図と活動状況を提出。
アウトカムの達成度 (実績値)		
↑		
(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標 (アウトプット) 及びアウトカムを達成するための具体的な手段 (活動計画)		
活動1 (サンゴの植樹及び駆除の実地活動)		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・〇〇地域沿岸でサンゴや食害生物の生息域等の現地調査を〇回実施する。	・植樹対象地を〇件選出。
	・〇〇大学より講師を招き、食害生物駆除についての勉強会を〇回開催する。	・〇人が参加。
2 年 目	達成できたこと (実績値)	
3 年 目	・現地調査の結果をふまえ、サンゴの植樹活動を〇回及び食害生物の駆除活動を〇回実施する。また、植樹後の定期観測調査もあわせて実施する。	・サンゴの植樹活動で〇株植
	・植樹エコツアーリズムに関する事例収集を行い、実地訪問する。	・〇kg 駆除。
	・〇件収集。	
3 年 目	達成できたこと (実績値)	

【(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態（上位目標）】

- ・最終的に活動の対象となる地域や集団がどのような状態になっていることを期待したいのかを具体的に記載してください。
- ・曖昧な表現や広すぎる概念、キャッチフレーズのようなものと、人によって解釈が大きく異なってしまうため、多くの人にとって、実現したい状態が具体的にイメージできる言葉を選び記載してください。
- ・「上位目標の達成にどれだけ近づいたか」は、継続団体のみ記載してください。

【(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果（アウトカム）】

- ・地球環境基金の助成により実施する活動の終了時に、実現していると期待できる状況を記載して下さい。
- ・現状や問題点が改善され、アウトカムが達成されている状況であることが、客観的に判断できる指標を記載してください。
- ・アウトカムとは、活動が生み出す最終結果、期待される成果のことです。
- ・成果を言い表すのに最も適すると思われる実現をめざす量、値を記載してください。
- ・手段を実施することによって結果として貢献するはずの望ましい変化を記載してください。
- ・「地域の活性化」「持続可能な社会の実現」などの表現では、環境に、社会にどのような変化が起こるのかを具体的にイメージできません。活動の終了時に、「誰がどれくらい関わるか?」「周辺環境が定量的にどのくらい変化するか?」などの視点で記載してください。
- ・自団体が何を行うか（アウトプット）を記載する項目ではありません。
- ・「アウトカムの達成度（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

【(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標（アウトプット）及びアウトカムを達成するための具体的な手段（活動計画）】

○活動1～3

- ・記載欄は、活動の数により適宜調整してください。
- ・活動毎に活動内容を簡潔に記載してください。
- ・どの活動がどの「アウトプット」につながるのかを整理して記載してください。

○アウトプット

- ・活動を行うことによって生み出される結果を記載してください。
- ・客観的な視点から判断できる指標を記載してください。
- ・アウトプットとは、活動の実施によって直接に発生した事業の量や成果物のことです。
- ・活動への参加者数、情報の直接配布数、作業量等を記載してください。

○活動計画

- ・具体的に実行・実施すべき活動（手段）を記載してください。
- ・それぞれの活動において、その対象者・対象地域・時期・内容を具体的に記載してください。

○「○年目 達成できたこと（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

※ロジックモデル（p.64～65）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

活動 2 （普及啓発活動）		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・サンゴの保全啓発セミナーを○回開催	・○回開催、○人が参加。
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
3 年 目	・サンゴの保全啓発セミナーを○回開催。	・○人が参加。
	・3年間の調査内容をまとめた報告書を○部作成と配布。	・○○を対象に○冊配布。
	達成できたこと（実績値）	
4 年 目		

活動 3 （協働体制の構築（1年目のみの活動））		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	・外部の関連機関を訪問し、今後の協働についての提案を行う。	・○件訪問、継続的な意見交換について合意、予算に採択
	・関係機関へ状況報告を行う。	・○○県を対象に○回報告。
2 年 目	1年目 達成できたこと（実績値）	

※継続活動の場合、過年度の欄には、結果を記載してください。

【(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標（アウトプット）及びアウトカムを達成するための具体的な手段（活動計画）】

○活動1～3

- ・記載欄は、活動の数により適宜調整してください。
- ・活動毎に活動内容を簡潔に記載してください。
- ・どの活動がどの「アウトプット」につながるのかを整理して記載してください。

○アウトプット

- ・活動を行うことによって生み出される結果を記載してください。
- ・客観的な視点から判断できる指標を記載してください。
- ・アウトプットとは、活動の実施によって直接に発生した事業の量や成果物のことです。
- ・活動への参加者数、情報の直接配布数、作業量等を記載してください。

○活動計画

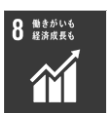
- ・具体的に実行・実施すべき活動（手段）を記載してください。
- ・それぞれの活動において、その対象者・対象地域・時期・内容を具体的に記載してください。

○「○年目 達成できたこと（実績値）」は、継続団体のみ記載してください。

※ロジックモデル（p. 64～65）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

(助成金交付要望書 記載例)

その2-3 [助成を希望する活動の内容]

活動と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標を選択してください。									
ゴール	ターゲット				ゴール	ターゲット			
☒  貧困をなくそう	1.1	1.2	1.3	1.4	☐  人や国の不平等をなくそう	10.1	10.2	10.3	10.4
	1.5					10.5	10.6	10.7	
	1.a	1.b				10.a	10.b	10.c	
☐  飢餓をゼロに	2.1	2.2	2.3	2.4	☐  住み続けられるまちづくりを	11.1	11.2	11.3	11.4
	2.5					11.5	11.6	11.7	
	2.a	2.b	2.c			11.a	11.b	11.c	
☐  すべての人に健康と福祉を	3.1	3.2	3.3	3.4	☒  つくる責任 つかう責任	12.1	12.2	12.3	12.4
	3.5	3.6	3.7	3.8		12.5	12.6	12.7	12.8
	3.9					12.a	12.b	12.c	
	3.a	3.b	3.c	3.d					
☐  質の高い教育をみんなに	4.1	4.2	4.3	4.4	☐  気候変動に具体的な対策を	13.1	13.2	13.3	
	4.5	4.6	4.7			13.a	13.b		
	4.a	4.b	4.c						
☐  ジェンダー平等を実現しよう	5.1	5.2	5.3	5.4	☐  海の豊かさを守ろう	14.1	14.2	14.3	14.4
	5.5	5.6				14.5	14.6	14.7	
	5.a	5.b	5.c			14.a	14.b	14.c	
☐  安全な水とトイレを世界中に	6.1	6.2	6.3	6.4	☐  陸の豊かさを守ろう	15.1	15.2	15.3	15.4
	6.5	6.6				15.5	15.6	15.7	15.8
	6.a	6.b				15.9			
						15.a	15.b	15.c	
☐  エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1	7.2	7.3		☐  平和と公正をすべての人に	16.1	16.2	16.3	16.4
	7.a	7.b				16.5	16.6	16.7	16.8
						16.9	16.10		
						16.a	16.b		
☐  働きがいも経済成長も	8.1	8.2	8.3	8.4	☐  パートナリーシップで目標を達成しよう	17.1	17.2	17.3	17.4
	8.5	8.6	8.7	8.8		17.5	17.6	17.7	17.8
	8.9	8.10				17.9	17.10	17.11	17.12
	8.a	8.b				17.13	17.14	17.15	17.16
☐  産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1	9.2	9.3	9.4		17.17	17.18	17.19	
	9.5								
	9.a	9.b	9.c						

※選択したゴールの種類及び数は、審査要件ではありません。（採否には影響しません）

要望書作成に当たっての注意点

- ・助成を希望する活動と関連するSDGsのゴール2項目以上を選択して下さい。
- ・LOVE **BLUE** 助成については1項目以上を選択して下さい。
- ・選択したゴールの種類及び数は、審査要件ではありません。(採否には影響しません)

(助成金交付要望書 記載例)

その２－４ 〔助成を希望する活動の内容〕

⑥ 活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）

要望活動におけるエコツーリズムにより、今後の活動総額の〇％を確保するようにする。また、行政や他の外部機関との協働により活動における〇〇の部分それらの関係機関の資金によって活動を行えるようにする。

地域住民に対して普及啓発イベントを行う際に団体の会員募集を行うことで、参加者の〇〇％を当団体の会員獲得に結びつけ、〇〇円の収入拡大を予定している。その収入によって、今後の活動の〇〇％をまかなう。

エコツーリズムに必要な職員やボランティアスタッフのスキルについては、連携先である〇〇会社や〇〇市、地域の専門家に協力により、ガイド能力の向上や地域における知識の拡充を図ることで、助成終了後の活動・成果の持続性を確保する。

実施体制における〇〇氏を本要望活動のプロジェクトリーダーと位置付け、３年間を通じて活動を行うことで、企画運営能力、ファンドレイジング能力及び渉外力を身につけ、助成期間終了後の活動の自立及び持続発展につなげることとする。

⑦ 外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）

行政関連

- ・ 〇〇市（協働実施、構築依頼中）
- ・ 〇〇市（イベント共催、相談中）
- ・ 〇〇水産研究所（水質・生物相調査の委託、構築済み）

その他

- ・ 〇〇漁業組合（協働実施、調整中）
- ・ 〇〇中学校（環境学習授業の実施、これから相談）

⑧ 補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績

要望書作成に当たっての注意点

【⑥活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）】

- ・地球環境基金の助成期間終了後、活動の効果が発展又は持続するための計画を具体的に記載して下さい。
- ・助成期間終了後の活動の継続・発展に向けた活動資金の見込みや人材の育成について記載して下さい。
- ・活動のプラスの影響と、マイナスの影響についても記載してください。
- ・活動を持続的にしていくための課題も記載してください。

※ 事業化を視野に入れた活動の場合は、需要の創出、拡大、販売戦略等について記載してください。

【⑦外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）】

- ・現時点で連携をしている（予定している）関係機関との連携内容と、その関係構築の進捗状況を記載して下さい

○連携内容

（例） 協働実施、～での協力依頼、活動許認可元、～の委託 など

○関係構築の進捗状況

（例） 構築済み、構築依頼中、相談中、調整中、これから相談 など

【記載例】

- ・～～～組合 （協働実施、構築済み）
- ・～～～学校 （〇〇での協力依頼、これから相談）
- ・～～市～～課 （協働実施、調整中）
- ・～～～研究所 （分析委託、構築済み～）

※ ステークホルダーマップ（利害関係者相関図）が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

【⑧補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績】

- ・要望する活動について、国又は国の他の機関等からの補助金・助成金を受けている場合は、助成の対象となりません。（国又は国の他の機関等に申請中の場合は、具体的な補助金等の名称を記載してください。）
- ・組織評価の実績がある場合は、年度と評価機関を記載してください。

その2-5 [助成を希望する活動の内容]

⑨活動の実施スケジュール（1年目～3年目）

注意：要望活動が複数年次にわたる場合、複数年次にわたる実施スケジュールを記載してください。（フロントランナー助成を要望する場合は5年間分記載してください。）

年月 活動内容	1 年 目												2 年 目												3 年 目												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
活動 1 サンゴの植樹及び駆除の実地活動 1) サンゴや食害生物の生息域等の現地調査	■	■	■	■																																	
2) サンゴの植樹活動 食害生物の駆除活動 植樹後の定期観測調査																■	■	■	■	■	■	■	■														
3) 食害生物の駆除についての勉強会	■	■	■	■																																	
4) 植樹エコツアーリズムの試作モデルの考案 植樹エコツアーリズムの実施																																					
活動 2 普及啓発活動 1) 地域住民への啓発セミナーの開催																																					
活動 3 共同体制の構築 1) 外部の関連機関を訪問																																					
2) ○○県などの関係機関へ状況報告を行																																					
助成活動事業総額 (要望額+自己資金)	○,○○○千円												○,○○○千円												○,○○○千円												

※活動時期 -セルを塗りつぶす。

(助成金交付要望書 記載例)

その３－１ 〔活動予算経費別内訳〕

	区 分	金額（千円）		内 容
収入の部	地球環境基金助成金	3, 0 0 0		
	自己資金（会費・他助成金等）	1, 0 0 0		会費・〇〇財団からの助成金
	計	4, 0 0 0		
支出の部	区 分	基金助成金 千円	自己資金 千円	助成活動事業総額 千円
	①賃金	5 6 0	0	5 6 0
	②謝金	2 4 0	0	2 4 0
	③旅費	6 0 0	1 0 0	7 0 0
	④物品・資材購入費	2 0 0	2 0 0	4 0 0
	⑤借損料・役務費	1, 1 3 0	6 0 0	1, 7 3 0
	⑥事務管理費	2 7 0	1 0 0	3 7 0
	計	3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

※経費は２０２１年度の予算分を計上してください。

※支出の部には、その３－２〔活動予算活動別内訳〕の各費目の合計金額を記載してください。

海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、代理人関連経費も含めて記載してください。

その３－２ 〔活動予算活動別内訳〕

区 分		内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
活動 1	①賃金	若手プロジェクトリーダー (@1,500 円×○h)	2 4 0	0	2 4 0
		事業担当者 (アルバイト) (@1,000 円×○h)	3 0	1 0	4 0
	②謝金	セミナー講師謝金 (@20,000 円×○日)	1 0 0	0	1 0 0
	③旅費	調査員旅費 (@40,000 円×○回)	7 0	3 0	1 0 0
		セミナー講師旅費 (@40,000 円×○回)	8 0	0	8 0
	④物品・資材購入費	専門書購入 (@2,000 円×10 冊)	2 0	0	2 0
		潜水調査用資材購入 (@5,000 円×○)	5 0	1 5	6 5
	⑤借損料・役務費	会場費(@10,000 円×2 日)	2 0	0	2 0
		レンタカー借上料 (@60,000 円×10 日)	6 0 0	0	6 0 0
	⑥事務管理費	切手代 (チラシ郵送用)	1 0	0	1 0
	小計		1, 2 2 0	5 5	1, 2 7 5
活動 2	①賃金	(以下、活動 1 と同様に記述)			
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 評価 等	③旅費	年度末事業自己評価会議関係経費、内定説明会出席者旅費、活動報告会・中間コンサルテーション出席旅費	3 5	0	3 5
	小計		3 5	0	3 5
全体計			3, 0 0 0	1, 0 0 0	4, 0 0 0

要望書作成に当たっての注意点

【活動予算経費別内訳・活動予算活動別内訳】

- ・助成対象経費の費目別上限単価については、p. 21 を参照ください。
- ・自己資金は、活動総額の概ね 20 % を確保（予定額含む）するようにしてください（0 円では要望できません）。
自己資金等充当経費の例：活動に係る常勤職員の賃金、事務所借料
- ・助成活動で行うセミナー等の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、助成活動に充当してください。また、充当先の自己資金欄にその額を記載してください。

活動に必要な経費(3000千円の場合)



- ・事務管理費は経費区分①～⑤の合計額の 10 % が上限となっていますのでご留意下さい。
 - ・支払を海外で行う場合でも、適切な換算レートにより円建てで計算してください。
 - ・経費の内訳において、内容が不明なものは経費の妥当性が不明と判断されますので、人数、数量、回数、単価などを具体的に記載してください。
-
- ・金額は千円単位とし、千円未満は切り捨ててください。
 - ・「活動評価等」の欄には要望する活動に係る経費ではなく、以下の経費を積算してください。
- 1) 内定団体説明会（会場：川崎）の参加に係る経費
（活動担当者と会計担当者とは異なる場合は 2 名まで可）
 - 2) 活動報告会（会場：東京）の参加に係る経費（発表団体は 2 名、参加団体は 1 名まで）
 - 3) 中間コンサルティング（会場：川崎）の参加に係る経費（継続 2 年目の団体のみ）（最大 2 名まで）
 - 4) その他の自己評価等を行う際に係る経費
-
- ・海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、代理人関連経費は「代理人関連経費予算内訳」に記載してください。
 - ・海外に所在地を有する団体（ロ案件）においては、「活動予算経費別内訳」の支出の部の合計額が、「活動予算活動別内訳」の合計額と「代理人関連経費予算内訳」の合計額を合算したものとなるよう、必ず確認してください。

その3-3 〔代理人関連経費予算内訳〕

区 分	内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
①賃金				
②謝金				
③旅費				
④物品・資材購入費				
⑤借損料・役務費				
⑥事務管理費				
代理人関連経費合計				

注意：ロ案件（海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動）のみ提出してください。

要望書作成に当たっての注意点

【代理人関連経費予算内訳】

代理人となる方は、以下の用務を遂行することとし、その際に発生する経費を計上してください。

- i. 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金（※）
- ii. 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費 1 回分
- iii. 年 1 回の内定団体説明会又は個別相談（川崎にて実施）、2 年目中間コンサルテーション、3 年目活動報告会への参加に要する旅費
- iv. 現地や基金とのやり取りにかかる通信・郵送費（送金手数料も含む）

※ 賃金の上限は、代理人の役割に要する専門性に鑑み、1,500 円/時間・合計 30 万円を上限とします。

・労務に対する対価の支払については、代理人が個人の場合は①賃金、団体の場合は⑤借損料・役務費へ計上してください。

(助成金交付要望書 記載例)

その4 [要望活動の実施体制]

団体名：□□□の会			
活動形態：実践		活動分野：自然保護・保全・復元	
下記の「活動実施体制」については、必ず記載して提出してください。			
活動実施体制	要望活動に従事する予定の団体の実施責任者、実施担当者等（アルバイト及びボランティアを含む）について記載してください。		
役職・雇用形態	氏名	経験年数	担当業務
理事長/非常勤	地球 太郎	15 年	
理事/非常勤	〇〇 〇〇	13 年	
理事/非常勤	〇〇 〇〇	7 年	
事務局長/常勤	〇〇 〇〇	10 年	
主担当/常勤	〇〇 〇〇	8 年	
アルバイト/非常勤	〇〇 〇〇	4 年	
アルバイト/非常勤	〇〇 〇〇	2 年	
「調査研究体制」については、活動形態が調査研究である場合はこちらも記載が必要です。			
調査研究体制	※活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。		
氏名	所属	専門性の内容	

※記載欄が足りない場合は、適宜、行を増やして作成してください。

要望書作成に当たっての注意点

【要望活動の実施体制】

- ・ 要望活動に従事する予定の団体メンバーを記載してください。
- ・ 記載欄が足りない場合は、行数を増やして作成してください。
- ・ 経験年数には要望活動関連業務の経験年数を記載してください。
- ・ 雇用形態における常勤及び非常勤の定義は、以下の通りとなります。

常勤・・・要望団体と雇用関係にあり、週 4 日ないし月 15 日以上の出勤で、週 32 時間以上勤務している者

非常勤・・・上記の常勤の定義にあたらない者

【調査研究体制】

- ・ 活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。

※活動形態が a. 実践 b. 知識の提供・普及啓発 d. 国際会議 の場合は記載不要です。

(助成金交付要望書 記載例)

その5 〔団体の概要〕

(ふりがな) 団 体 名	□□□のかい □□□の会		代表者役職名：理事長 代表者氏名： 地球 太郎			
主たる事務所の所在地	〒×××-×××× 最寄り駅： TEL： FAX：					
団体設立年月	〇〇年 □□月					
組 織	組織の構成		会員等を有する場合は、その内容・人数			
	<例> 理事長 — 理事 — 事務局 └ 会員 監事		個人会員数		年会費(千円)	
			法人会員団体数		年会費(千円)	
			常勤の役員数 非常勤の役員数 常勤の職員数 非常勤の職員数		(内有給人数) (内有給人数) (内有給人数) (内有給人数)	
沿 革	〇〇〇〇年 〇〇〇を目的とし、任意団体として設立 〇〇〇〇年 □□事業を開始 〇〇〇〇年 特定非営利活動法人認可 ※法人格については、名称・取得年月を正確に記入してください（取得予定含む。）。					
目 的	<例> 以下の事業を実施することにより、□□を図り、もって〇〇に貢献すること。 1. 2.					
活動実績 団体の主たる活動実績 要望活動の類似活動実績	2020年度<予定>	2019年度	2018年度			
	<例> 機関紙の発行（年〇回） 〇〇活動（年〇回） □□活動（〇〇助成事業） △△調査（〇〇省委託） 〇〇活動（〇〇助成事業） ※助成を要望する活動と類似の活動又は公的機関の補助、助成、委託等を受けた活動の実績があれば、必ず記入してください。	同左 〇〇活動（年〇回） 〇〇事業	同左 〇〇活動（年〇回）			
財政状況	総収入 〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円			
	うち会費・寄付金収入 〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円	〇〇,〇〇〇千円			
	うち受託収入 〇〇〇,〇〇〇千円	〇〇〇,〇〇〇千円	〇〇〇,〇〇〇千円			
	総支出 □, □□□, □□□千円	□, □□□, □□□千円	□, □□□, □□□千円			
	当期損益 △△△, △△△千円	△△△, △△△千円	△△△, △△△千円			
ホームページアドレス	URL					
S N S	Facebook	twitter	Instagram			
通知書郵送先	〒 住所： 受取人：					
担当者連絡先	担当者名：		E-mail：			
	TEL：		FAX：			

要望書作成に当たっての注意点

【組織】

- ・どのような組織体制であるかわかるように記載してください。
- ・団体代表者のプロフィール、実績が記載できる場合は、参考として添付してください（任意提出、様式自由）。

【活動実績】

- ・応募団体として要望活動を着実に実施する為に、必要な知見や実績を具体的に記載してください。
- ・主に要望活動と類似する活動分野における実績を記載してください。

【財政状況】

- ・2018年度、2019年度収支決算額および2020年度収支予算額を記載してください。
- ※設立後3年未満の団体に限り、記載できるもののみで可

【担当者連絡先】

- ・要望書受付から内定通知発送にかけて、連絡が可能な担当者の連絡先を記載してください。
- ・TEL 及び E-mail については、平日の日中に連絡がとれる連絡先を記載してください。要望書受付後、確認メールを送信しますので、E-mail を必ず記入してください。

※個人情報の取り扱いについて

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供および公開はいたしません。

ただし、地球環境基金 HP で公開している「環境 NGO・NPO 総覧データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その5に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

(事務委任状 記載例)

(海外の団体用(for use by overseas organizations))

Power of Attorney

事 務 委 任 状

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 小辻 智之 殿

To apply for a grant for fiscal year 2021 from the Japan Fund for Global Environment, I hereby nominate Chikyu Taro (Mr.) to act as our agent who will deal with all procedural matters regarding this application and subsequent implementation of the proposed project: xxxxxxx, if the grant is approved.

私は、2021 年度地球環境基金助成金要望書の提出に関し、地球 太郎を代理人と定め、助成交付が決定された場合には、2021 年度の地球環境基金のすべての助成手続に関し、一切の事務処理権限を委任します。

Both the applying parties and their agent have read and understood the above.

上記の委任書に関し、申請団体、代理人の間にて了承されたことを署名いたします。

申請団体署名欄 (Organization)	代理人署名欄 (Representative)
Name of Organization: xxxxx Association Address: Email: oooo@ oooo.com Telephone & Fax number: Tel: xx-oooo Fax:oo-xxxx Date: xx December 2019 Signature:	代理人氏名: 地球 太郎 代理団体※: (特非) ○○センター 代理人住所: -----14-○○ E メール: ○○@□□.jp 電話・ファックス番号: TEL&FAX 03-△△△△-1234 日付: 2020 年 12 月○○日 署名又は印: (特非) ○○センター 地球太郎

※ 日本国内に主たる事務所を有する団体が代理人業務を引き受けた場合、団体名と業務を担当することとなる者の氏名を記入してください。

※ 「代理人の資格に関する書類」は、別紙の指定様式に記入の上、必要に応じて参考資料（過去の活動の報告書、代理人の専門性を示す資料等）を添付して提出してください。

Applicant Organization : ×××× Association

Agent (Organization) :

Agent (Individual) : 地球 太郎

1. 要望団体の活動に関わった実績について述べてください。

Please describe your experience related to the proposed project.

20××年より、×××× Association の△△活動を共にに行っている。△△△△活動においては、〇〇〇の専門技術が不可欠であることから、その技術指導をメインとしてこれまで共に活動を行ってきた。

2. 要望活動の代理人を引き受けることにより、①活動地や活動団体に果たし得る役割 ②日本の市民社会や地球環境基金に果たし得る役割 について述べてください。

Please describe your possible contribution for the I) project sites and applicant organization, and II) Japanese civil society, by undertaking the agent.

① 〇〇〇の専門技術により、i) 活動地で深刻な問題となっている□□□を解決する1つの手法を提供することができ、また、ii) ×××× Association 内の人材へこの技術が移転されることが期待できる。

② 上述した〇〇〇の専門技術は、日本が先進的なものを有しているにも関わらず、その国際的な技術移転が十分に進んでいない。×××× Association の助成事業に代理人として携わることにより、i) 〇〇〇の技術移転の推進 ii) 〇〇〇の技術移転のための日本国内におけるネットワークの強化等が可能になると考える。

3. 代理人が外国籍の場合、日本国の永住許可を取得していますか。If your nationality wasn't Japanese, do you have permanent residence permit of Japan?

有/Yes

無/No (代理人資格がありません。

You do not qualify for agent)

4. 添付資料 Do you have any attachments? Answer below.

(いずれかに丸を付けて下さい)

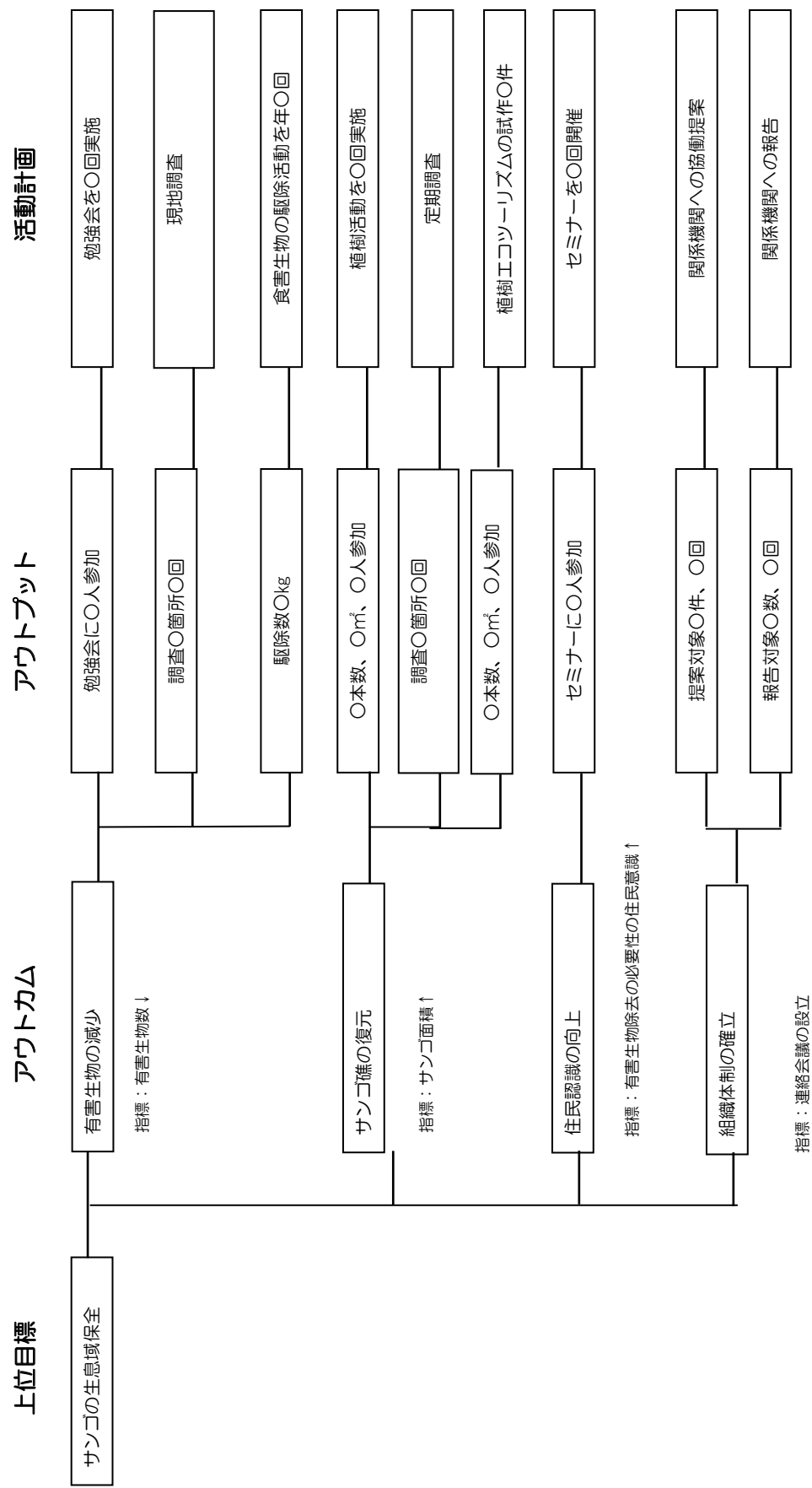
有/Yes

1

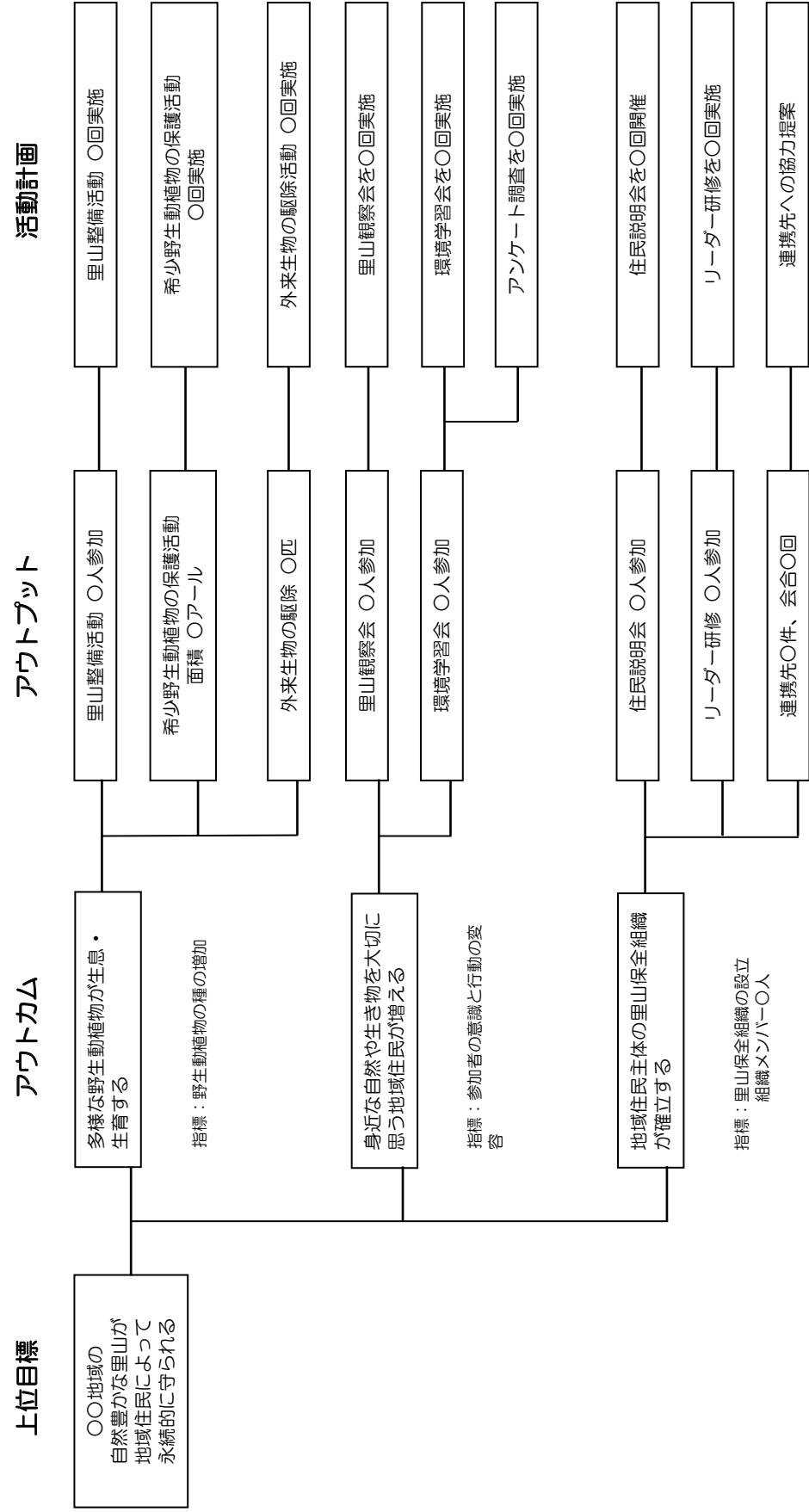
点/piece

無/No

参考 ○○地域におけるサンゴ礁保全活動のロジックモデル



参考 ○○地域における里山保全活動のロジックモデル



5. 助成金交付要望書の様式

様式第 1 (第 4 条関係) その 1 (日本の団体用)

2021年度 地球環境基金
助成金交付要望書

2 0 2 0 年 月 日

獨立行政法人環境再生保全機構
理事長 小辻 智之 殿

$$\frac{\text{---}}{\text{---}} \quad \text{---}$$

住所

法人格

団体名

代表者氏名

法人番号 ○○○○○○○○○○○○

下記の活動を行いたいのので、地球環境基金助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

記

1. 助成メニュー：(募集案内 P.5～7 より一つ選択)

2. 活動名：

3. 活動区分：(募集案内 p.12 より一つ選択)

4. 活動形態：(募集案内 p.12 より一つ選択)

5. 活動分野：(募集案内 p.13 より一つ選択)

- ## 6. 助成活動事業総額及び要望額

助成活動事業総額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1 年間分)
(自己資金+要望額)

地球環境基金への要望額 : 〇, 〇〇〇 千円 (1年間分)

7. 地球環境基金助成金を受けた年度：

8. 2020年度採択助成：

助成 年目

その2-1 〔助成を希望する活動の内容〕

① 活動概要

② 解決したい課題・問題点

③ 課題解決に向けた本活動の戦略、予想される障害リスクに対する対応策

④ 中間コンサルテーションでの指摘内容を踏まえた対応状況

活動3年目の団体は、2年目の中間コンサルテーションのアドバイスを踏まえて対応したこと、今年度の改善点も記載してください。

その2-2 [助成を希望する活動の内容]

⑤ 上位目標及び活動計画
(1) 本助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態 (上位目標)
上位目標の達成にどれだけ近づいたか

↑

(2) 上位目標の実現に寄与する望ましい成果 (アウトカム)	何で成果を測るか
アウトカムの達成度 (実績値)	

↑

(3) アウトカムを達成するための直接的な活動目標 (アウトプット) 及びアウトカムを達成するための具体的な手段 (活動計画)		
活動1 ()		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと (実績値)	
2 年 目		
	達成できたこと (実績値)	
3 年 目		
	達成できたこと (実績値)	

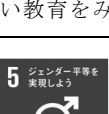
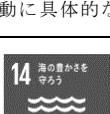
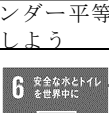
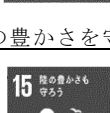
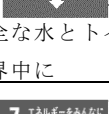
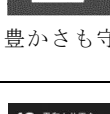
※継続活動の場合、過年度の欄には、結果を記載してください。

活動2 ()		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目		
	達成できたこと（実績値）	

活動3 ()		
1 年 目	○活動計画	○アウトプット
	達成できたこと（実績値）	
2 年 目		
	達成できたこと（実績値）	
3 年 目		
	達成できたこと（実績値）	

※継続活動の場合、過年度の欄には、結果を記載してください。

その2-3 〔助成を希望する活動の内容〕

活動と関連するSDGs（持続可能な開発目標）の目標を選択してください。							
ゴール		ターゲット		ゴール		ターゲット	
☐	 1 貧困をなくそう	1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 1.a 1.b	☐	 10 人や国の不平等をなくそう	10.1 10.2 10.3 10.4 10.5 10.6 10.7 10.a 10.b 10.c		
☐	 2 飢餓をゼロに	2.1 2.2 2.3 2.4 2.5 2.a 2.b 2.c	☐	 11 住み続けられるまちづくりを	11.1 11.2 11.3 11.4 11.5 11.6 11.7 11.a 11.b 11.c		
☐	 3 すべての人に健康と福祉を	3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.a 3.b 3.c 3.d	☐	 12 つくる責任 つかう責任	12.1 12.2 12.3 12.4 12.5 12.6 12.7 12.8 12.a 12.b 12.c		
☐	 4 質の高い教育をみんなに	4.1 4.2 4.3 4.4 4.5 4.6 4.7 4.a 4.b 4.c	☐	 13 気候変動に具体的な対策を	13.1 13.2 13.3 13.a 13.b		
☐	 5 ジェンダー平等を実現しよう	5.1 5.2 5.3 5.4 5.5 5.6 5.a 5.b 5.c	☐	 14 海の豊かさを守ろう	14.1 14.2 14.3 14.4 14.5 14.6 14.7 14.a 14.b 14.c		
☐	 6 安全な水とトイレを世界中に	6.1 6.2 6.3 6.4 6.5 6.6 6.a 6.b	☐	 15 陸の豊かさを守ろう	15.1 15.2 15.3 15.4 15.5 15.6 15.7 15.8 15.9 15.a 15.b 15.c		
☐	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7.1 7.2 7.3 7.a 7.b	☐	 16 平和と公正をすべての人に	16.1 16.2 16.3 16.4 16.5 16.6 16.7 16.8 16.9 16.10 16.a 16.b		
☐	 8 働きがいも経済成長も	8.1 8.2 8.3 8.4 8.5 8.6 8.7 8.8 8.9 8.10 8.a 8.b	☐	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.1 17.2 17.3 17.4 17.5 17.6 17.7 17.8 17.9 17.10 17.11 17.12 17.13 17.14 17.15 17.16 17.17 17.18 17.19		
☐	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 9.2 9.3 9.4 9.5 9.a 9.b 9.c					

※選択したゴールの種類及び数は、審査要件ではありません。（採否には影響しません）

その2-4 〔助成を希望する活動の内容〕

⑥ 活動・成果の持続性、団体の自立（助成終了後の展望、予定）

⑦ 外部との連携体制（活動を進めるために現実的に協力が見込まれる利害関係者）

⑧ 補助金・助成金の併願状況、組織評価の実績

⑨活動の実施スケジュール（1年目～3年目）

[illegible]

その2-5 [助成を希望する活動の内容]

⑨活動の実施スケジュール（1年目～5年目）

注意：本様式はフロンタランナー助成を要望する場合のみ使用してください。

年月 活動内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
活動1					
活動2					
活動3					
助成活動事業総額 （要望額+自己資金）	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円	〇,〇〇〇千円

※活動時期 セルを塗りつぶす

その３－１　〔活動予算経費別内訳〕

	区　　分	金　額　（千円）		内　　容
収入の部	地球環境基金 助成金			
	自己資金（会費・ 他助成金等）			
	計			
支出の部	区　　分	基金助成金 千円	自己資金 千円	助成活動事業総額 千円
	①賃金			
	②謝金			
	③旅費			
	④物品・資材購入費			
	⑤借損料・役務費			
	⑥事務管理費			
	計			

その３－２ 〔活動予算活動別内訳〕

区 分		内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
活動 1	①賃金				
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 2	①賃金				
	②謝金				
	③旅費				
	④物品・資材購入費				
	⑤借損料・役務費				
	⑥事務管理費				
	小計				
活動 評価 等	③旅費				
	小計				
全体計					

その3-3 〔代理人関連経費予算内訳〕

区 分	内 訳	要望額 (千円)	自己資金 (千円)	計 (千円)
①賃金				
②謝金				
③旅費				
④物品・資材購入費				
⑤借損料・役務費				
⑥事務管理費				
代理人関連経費合計				

注意：ロ案件（海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動）のみ提出してください。

その4 「要望活動の実施体制」

団体名：			
活動形態：		活動分野：	
下記の「活動実施体制」については、必ず記載して提出してください。			
活動実施体制	要望活動に従事する予定の団体の実施責任者、実施担当者等（アルバイト及びボランティアを含む）について記載してください。		
役職・雇用形態	氏名	経験年数	担当業務
「調査研究体制」については、活動形態が調査研究である場合はこちらも記載が必要です。			
調査研究体制	※活動形態が「調査研究」の場合は、その調査または研究活動に協力する専門家やその専門性について記載してください。		
氏名	所属	専門性の内容	

※記載欄が足りない場合は、適宜、行を増やして作成してください。

その5 〔団体の概要〕

(ふりがな) 団 体 名	代表者役職名： 代表者氏名：		
主たる事務所の所在地	〒 最寄り駅： TEL： FAX：		
団体設立年月	年 月		
組 織	組織の構成	会員等を有する場合は、その内容・人数	
		個人会員 名／年会費 千円 法人会員 団体／〃 千円	
		常勤の役員数 人（内有給 人） 非常勤の役員数 人（内有給 人） 常勤の職員数 人（内有給 人） 非常勤の職員数 人（内有給 人）	
沿 革			
目 的			
活動実績 団体の主たる活動実績	2020年度＜予定＞	2019年度	2018年度
要望活動の類似活動実績			
財政状況	総収入	千円	千円
	うち会費・寄付金収入	千円	千円
	うち受託収入	千円	千円
	総支出	千円	千円
	当期損益	千円	千円
ホームページアドレス SNS	URL Facebook twitter Instagram		
通知書郵送先	〒 住所： 受取人：		
担当者連絡先	担当者名：	E-mail：	
	TEL：	FAX：	

(海外の団体用(for use by oversea organizations))

Power of Attorney

事 務 委 任 状

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構 理事長 小辻 智之 殿

To apply for a grant for fiscal year 2021 from the Japan Fund for Global Environment, I hereby nominate _____ to act as our agent who will deal with all procedural matters regarding this application and subsequent implementation of the proposed project: _____ , if the grant is approved.

私は、2021 年度地球環境基金助成金要望書の提出に関し、_____を代理人と定め、助成交付が決定された場合には、2021 年度の地球環境基金のすべての助成手続に関し、一切の事務処理権限を委任します。

Both the applying parties and their agent have read and understood the above.

上記の委任書に関し、申請団体、代理人の間にて了承されたことを署名いたします。

申請団体署名欄 (Organization)	代理人署名欄 (Representative)
Name of Organization:	代理人氏名 :
	代理団体※ :
Address:	代理人住所 :
Email:	E メール :
Telephone & Fax number:	電話・ファックス番号 :
Tel: Fax:	TEL&FAX
Date:	日付 :
Signature:	署名又は印 :

別紙：代理人の資格に関する書類/ About qualification as a agent

Applicant Organization :

Agent (Organization) :

Agent (Individual) :

1. 要望団体の活動に関わった実績について述べてください。

Please describe your experience related to the proposed project.

2. 要望活動の代理人を引き受けることにより、①活動地や活動団体に果たし得る役割 ②日本の市民社会や地球環境基金に果たし得る役割 について述べてください。

Please describe your possible contribution for the I) project sites and applicant organization, and II) Japanese civil society, by undertaking the agent.

3. 代理人が外国籍の場合、日本国の永住許可を取得していますか。If your nationality wasn't Japanese, do you have permanent residence permit of Japan?

有/Yes

無/No (代理人資格がありません。

You do not qualify for agent)

4. 添付資料 Do you have any attachments? Answer below.

(いずれかに丸を付けて下さい)

有/Yes

点/piece

無/No

2021年度 若手プロジェクトリーダー育成支援要望書（新規）

団 体 名		
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年 月 日 生（満 歳）	男・女

写真をはる位置

写真をはる場合

1. 縦 36～40 mm

横 24～30 mm

2. 本人単身胸から上

3. 裏面のりづけ

1. 職歴・担当業務

職歴および担当業務を記載してください。

※特に、環境保全や公益性のある業務の経験がある場合は、詳細に記載して下さい。

年	月	職歴・担当業務

2. 助成活動における担当業務

プロジェクトリーダーとして担当する業務を各年度の活動計画ごとに記載してください。

〔1年目〕

〔2年目〕

〔3年目〕

3. 3年後のキャリア目標について

3年間の助成活動を通して形成したいキャリア目標（将来的に希望する業務内容、職責等）と、そのために、どのような知識・能力を習得したいと考えているか記載してください。

【以下は、団体の責任者が記載してください】

4. プロジェクトリーダーの育成目標について

団体におけるプロジェクトリーダーの育成目標（期待する業務内容、職責、支援後の処遇）と、そのために、どのような知識・能力を習得してほしいと考えているか記載してください。

5. 助成終了後の活動について

助成終了後の活動の展望、自立に向けた計画を具体的な数値を用いて記載してください。

団体責任者：職名 _____

氏 名 _____

支援対象者：職名 _____

氏 名 _____

6. 規 程

(1) ○独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金助成金交付要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書(平成16年独立行政法人環境再生保全機構規程第1号)第23条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が民間環境保全活動の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成活動)

第2条 助成金の交付の対象となる活動(以下「助成活動」という。)は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切な活動であって、次に掲げるものとする。

(1) 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民又は民間団体(以下「開発途上地域の住民等」という。)の需要に応じて行われ、かつ、次のいずれかに該当するもの

イ 開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等の参加を得て行う事業の実施

ロ 開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供
ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催

(2) 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動であって、開発途上地域の住民等の需要に応じて行われ、かつ、前号イ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

(3) 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、次のいずれかに該当するもの

イ 広範な国民の参加を得て行われる緑化事業、再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する事業の実施

ロ 広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及

ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資する調査研究

2 助成活動は、国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される公害防止等のためのプラントの導入、投下資金の回収が期待される事業その他の民間団体が担うにふさわしくない内容のものでないこととする。

3 助成金は、政府による他の補助金・助成金・委託費(以下「政府による他の補助金等」という。)と重複して受けることはできない。

(助成の対象となる経費等)

第3条 助成金交付の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費であって、次の各号に掲げる項目に該当するものとし、助成金の額は、定額とする。

(1) 謝金・賃金

(2) 旅費

(3) 物品・資材購入費

- (4) 建築物の工事費(用地費を含む。)
 - (5) 借損料・役務費
 - (6) 事務管理費(通信・運搬費、事務用品費等)
- 2 前項第1号に規定する賃金のうち常勤職員で対象となるものについては別に定める。
- 3 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(助成金交付要望書の提出)
- 第4条 助成金の交付を受けようとする者は、地球環境基金助成金交付要望書(別に定める様式)を独立行政法人環境再生保全機構理事長(以下「理事長」という。)が定める期間内に、理事長に提出するものとする。
(助成活動等の内定及び通知)
- 第5条 理事長は、前条の要望書を受理したときは、当該要望に係る事項を審査の上、助成しようとする活動及び交付しようとする助成金の額を内定し、地球環境基金助成金交付内定通知書(別に定める様式)により、当該要望書を提出した者に通知するものとする。
(助成活動等の内定の取消し)
- 第5条の2 理事長は、前条の内定を行った団体の活動について第16条第1項各号に該当する事実があると認めるときは、その内定を取り消すことができるものとする。
- 2 理事長は、前項の場合、地球環境基金助成金交付内定取消し通知書(別に定める様式)により、助成内定者に通知するものとする。
(助成金交付申請書の提出等)
- 第6条 前条の規定による内定の通知を受けた者(以下「助成内定者」という。)は、これを受諾した場合には、地球環境基金助成金交付申請書(別に定める様式)を理事長の定める期間内に理事長に提出しなければならない。
- 2 助成内定者は、当該助成活動について政府による他の補助金等を利用する場合及び第5条の規定により内定の通知を受けた後助成活動が実行できない場合は、地球環境基金助成金交付辞退届(別に定める様式)を理事長に提出しなければならない。
(交付の決定及び通知)
- 第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の決定をし、地球環境基金助成金交付決定通知書(別に定める様式)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。
(交付申請の取下げ)
- 第8条 前条第1項の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、理事長が定める期間内に、地球環境基金助成金交付申請取下げ書(別に定める様式)を理事長に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。
(助成活動の変更の承認)

第 9 条 助成対象者は、助成活動の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動計画変更承認申請書(別に定める様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、地球環境基金助成活動計画変更承認通知書(別に定める様式)により助成対象者に通知するものとする。

3 理事長は、第 1 項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(計画の中止又は廃止の承認)

第 10 条 助成対象者は、助成活動を全部若しくは一部中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書(別に定める様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による地球環境基金助成活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、次により助成対象者に通知するものとする。

(1) 助成活動を一部中止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書(別に定める様式)

(2) 助成活動を全部中止又は廃止したときは、地球環境基金助成活動中止・廃止承認通知書(別に定める様式)。ただし、この規定による通知を行ったときは、第 15 条の規定による交付すべき助成金はないとする確定を行ったものとする。

(事業遅延の報告)

第 11 条 助成対象者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の支払区分)

第 12 条 助成金は、精算払又は概算払の方法により支払うものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

第 13 条 助成対象者は、助成金の支払を申請する場合には、地球環境基金助成金支払申請書(別に定める様式)を理事長が定める期間内に理事長に提出しなければならない。

(助成活動実績報告書の提出)

第 14 条 助成対象者は、助成活動を完了したとき(第 10 条第 2 項の規定により助成活動の一部の中止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、地球環境基金助成活動実績報告書(別に定める様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第 15 条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合には、これを審査し、その報告に係る助成活動の実施成果が助成金の交付の決定の内容(第 9 条の規定に基づく承認を受けたときは、その内容を含む。以下同じ。)及びこれに附した条件に適合すると認めたときには、交付すべき助成金の額を確定し、地球環境基金助成金の額を確定通知書(別に定める様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 16 条 理事長は、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請又は支払の申請について、不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成活動の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成活動について、第 2 条第 3 項の規定に反し政府による他の補助金等と重複して助成を受けていたと認められる場合
- (5) 助成対象者が第 19 条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、地球環境基金助成金交付決定取消し通知書(別に定める様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 理事長は、前条第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 助成対象者は、第 15 条の規定により助成金の額が確定した場合において、既に当該確定した助成金の額を超える助成金の支払を受けているときは、当該超過額を理事長が指定する期限までに返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 助成対象者は、前条の規定による助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。返還期限内に納付しないときは、助成対象者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3 理事長は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(調査等)

第 19 条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は機構の職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金の額の確定後の監査等)

第 20 条 助成対象者は、第 15 条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた時から 7 年間は、当該助成活動に係る帳簿書類等を保存しておかなければならない。

2 第16条から前条までの規定は、前項の期間についても適用があるものとする。

(適用除外)

第21条 助成対象者が外国に主たる事務所を有する者である場合又は外国の法令若しくは慣習その他やむを得ない事情により、この要綱の規定により難いと認められる場合には、理事長の定めるところにより、この要綱の規定の一部を適用しないことができる。

(実施に関し必要な事項)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (略)

(2) ○独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

○独立行政法人環境再生保全機構法施行令(抄)

(助成の対象となる民間団体の活動)

第一条 独立行政法人環境再生保全機構法(以下「法」という。)第十条第一項第三号イ及びロの政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 開発途上地域の住民又は民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体(次号において「開発途上地域の住民等」という。)の需要に応じて行われるものであること。

二 次に掲げる活動のいずれかに該当するものであること。

イ 開発途上地域の現地における植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等の参加を得て行う環境の保全を図るための事業の実施

ロ 開発途上地域の住民等に対する研修の実施その他の方法による、植林事業、野生生物の保護増殖事業、住民の日常生活に起因する公害の防止の事業その他の開発途上地域の住民等が自ら行う環境の保全を図るための事業に必要な知識の提供

ハ イ又はロに掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施又は国際会議の開催

第二条 法第十条第一項第三号ハの政令で定める要件は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 広範な国民の参加を得て行われる緑化事業又は再生資源に係る回収の事業その他の広範な国民にとって重要な意義を有する環境の保全を図るための事業の実施
- 二 広範な国民に対して行う環境の保全に関する啓発及び知識の普及
- 三 前二号に掲げる活動の推進に資するための調査研究の実施

(3) ○地球環境基金助成金概算払の事務取扱に関する達

(平成 27 年 5 月 26 日達第 7 号)

(総則)

第 1 条 地球環境基金助成金交付要綱(平成 16 年細則第 4 号。以下「交付要綱」という。)第 12 条に規定する地球環境基金助成金の概算払を行うために必要な事項については、他に特段の定めがある場合を除き、この達の定めるところによるものとする。

(概算払の額の上限)

第 2 条 概算払の方法による助成金の支払額の上限は、交付決定額の 2 分の 1 として、助成対象者毎に、独立行政法人環境再生保全機構理事長(以下「理事長」という。)が決定した額とする。

(概算払助成対象者)

第 3 条 概算払の対象となる助成対象者は、次の各号に定める基準に照らし、いずれにも適正であると認められる助成対象者であって、当該助成対象者が希望したものとする。

- (1) 前年度の助成活動(交付要綱第 2 条に規定する助成活動をいう。以下同じ。)の実施に関し、交付要綱第 13 条に規定する支払申請に関する事務が適正に行われていること。
 - (2) 前年度の助成活動が概ね地球環境基金助成金交付申請書における活動計画どおりに行われている又は早期に行われていること。
 - (3) 当該年度の活動計画が、概算払の必要性が高いと認められること。
- 2 理事長は、前項の基準を満たし、いずれにも適正であると認められた助成対象者(以下「概算払助成対象者」という。)に対し、地球環境基金助成金交付内定通知書(別に定める様式)において概算払の可否及び概算払の額の上限について通知を行うものとする。

(助成金の概算払)

第 4 条 前条第 2 項に規定する通知を受けた概算払助成対象者は、概算払の方法により助成金の交付を受けようとするときは、地球環境基金概算払支払申請書(別に定める様式)を理事長が定める期間内に理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容の審査を行うとともに必要に応じて調査を行い、内容が適正であることを確認の上、概算払の方法により助成金を支払うものとする。

3 概算払助成対象者は、前項に規定する助成金の交付を受けた場合は、理事長が定める期間内に交付要綱第 13 条に規定する支払申請により当該助成金の精算をしなければならない。

(助成金の執行状況報告)

第 5 条 概算払の方法により助成金の交付を受けた助成対象者は、理事長が定める期間内に概算払の方法により交付を受けた助成金の執行状況を報告しなければならない。

附 則

この達は、平成 27 年 5 月 26 日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

地球環境基金は、国からの出資金、個人や企業、団体からの寄付金で造成されています。2019年度は、延べ905件、22百万円のご寄付をいただきました。地球環境基金へのご支援に対して、厚く御礼申し上げます。

ご支援いただいた企業や団体のリストにつきましては、以下のとおりとなります。(五十音順・敬称略)

【企業】

株式会社 REJ、浅香工業株式会社、株式会社朝日フィナンシャルグループ
イーパートナーズ株式会社、有限会社インターリンク、株式会社ウィズキャピタルマネジメント
株式会社エースランドリー、株式会社 shc works、SG ホールディングス株式会社
ENECHANGE 株式会社、奥野製薬工業株式会社東京支店、オリンパス株式会社
協栄産業株式会社、キリンホールディングス株式会社、京浜急行電鉄株式会社
株式会社 J-WAVE、JNC 株式会社、株式会社ジャパントクリエイト
セイワエステート株式会社、株式会社そごう・西武、有限会社第一環境
株式会社橘フォーサイトグループ、株式会社タニタ、学校法人玉川学園
中間貯蔵・環境安全事業株式会社、續特許事務所、TerraCycle Japan 合同会社
西日本シティ銀行職員組合、日本紙通商株式会社、能勢電鉄株式会社
ハイウェイ・トール・システム株式会社九州テクノセンター
早川果樹園代表早川 建一、阪急阪神ホールディングス株式会社
ファミリーマート美濃上条店、ファミリーマート八王子甲州街道店
ブックオフコーポレーション株式会社、ポケットカード株式会社
三菱 UFJ ニコス株式会社、株式会社宮城運輸、株式会社宗平

【国・地方公共団体】

会津美里町役場くらし安心課、会津若松市役所環境生活課、
石巻市生活環境部環境課、いなべ市役所環境政策課、大牟田市役所
小浜市職員組合、開成町役場、かすかべ環境ネットワーク、
春日部市役所環境政策課、鹿角市役所市民共働課、環境省環境教育推進室
環境省関東地方環境事務所、環境省中国四国地方環境事務所四国事務所
環境省大臣官房総務課、香南市役所環境対策課、珠洲市役所生活環境課
田村市役所生活環境課、智頭町役場税務・住民課、
鶴岡市役所温海庁舎市民福祉課、徳島市役所市民環境部環境保全課
二本松市市民部生活環境課、羽生市役所環境課、浜頓別町役場住民課
富士市役所、牧之原市役所

【その他】

NPO 法人愛宕山てっぺんの森を守る会、板橋区立エコポリスセンター
いばらき環境フェア 2019 梅花女子大学茶道部、岩倉市環境フェア 2019 実行委員会
エコプロ 2019、エコライフフェア 2019、NTT 全国 OB 会電友会五ツ橋クラブゴルフサークル
京都ライオンズクラブ、グローバルフェスタ JAPAN2019、こども霞が関デー2019
佐原商工会議所、一般社団法人全国燃料協会
地球環境イベントかながわエコ 10 フェスタ 2019、津和野郵便局長、東海市立大田小学校
水俣高校環境委員会、山形美術館募金箱、ロハスフェスタ東京 2019
ロハスフェスタ南港 2019、ロハスフェスタ万博 2019、ロハスフェスタ万博 2019SPRING
ロハスフェスタ広島 2019、稚内市青少年科学館

【企業協働プロジェクト】

一般社団法人日本釣用品工業会

※このリストは、地球環境基金への振込通知書等に記載された名称に基づき作成しております。企業、団体等の区別につきましては必ずしも正確でない場合がありますので、ご了承ください。

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課



TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : kikin_youbou@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

《要望書類の提出方法》

要望書の提出は電子データにて受け付けます。提出を希望される方は下記の URL より様式をダウンロードしてください。

URL : <https://www.erca.go.jp/jfge/subsidy/application/download.html>



独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標を支援しています。

地球環境基金では、SNSを用いて
環境NPO・NGOの活動を
発信しています。

Instagram



twitter



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。